

行政常任委員会

令和 6 年 3 月 1 2 日（火）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 定刻より少し早いですがけれども、ただいまから行政常任委員会を開催させていただきます。

今日は水産農林課、商工観光課、建設課までできたら行きたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、水産農林課所管の関係が条例 1 件と予算 2 件でございます。

まず、最初に、議案第 7 号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 水産農林課です。よろしくお願いします。

○南委員長 すみません、本日の欠席者は、村田幸隆委員と内山左和子委員でございます。

課長、お願いします。

○芝山水産農林課長 よろしくお願いいたします。

では、議案第 7 号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正についてにつきまして、議案書並びに資料にて御説明いたします。

では、議案書 3 6 ページを通知いたします。

来ていないですか。行きましたか。

○南委員長 よろしいですか。

○芝山水産農林課長 ありがとうございます。すみません。

この条例は、国の水産業の健全な発展及び水産物供給の安定化、漁港の維持管理等に関することを定めた漁港漁場整備法という法律がありますが、この法律が令和 6 年 4 月 1 日から、海業などに表わされる漁港の活用促進について対応するための改正がなされるということに伴いまして、それに準拠する各自治体における漁港管理条例についても改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、資料にて基盤整備係の岡田主幹から説明をさせていただきます。

○岡田水産農林課主幹兼係長 通知いたします。

資料 1 にて説明いたします。

議案第 7 号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正についてでございます。

国が令和 5 年 5 月 26 日に、この資料にお示しする内容の改正法律を公布され、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において、政令で定める令和 6 年 4 月 1 日からの施行を予定しています。

内容になりますが、まず、一つ目の 1、題名の改正（第 1 条改正）であります、漁港漁場整備法という法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更とする名称変更についての改正であります。

例規において、漁港漁場整備法という言葉を用いている箇所の全てに関して、漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更という内容でございます。

続きまして、二つ目の 2、漁港施設等活用事業制度の追加（第 14 条改正）であります、近年の水産物の消費の減少等への対策として、漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産業の安定供給を図るため、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加し、長期的計画で漁港施設等の活用を図る事業実施を推進する制度を創設するものであります。

資料中段部、四角囲いの赤線部分を御覧になりますと、第三者が漁業関係者との調整を得て、漁港活用の推進計画を策定し、漁港管理者である尾鷲市の認定を受ければ、漁港施設の貸付、漁港水面施設運営権、水面等の長期占用が可能となり、赤矢印部分の水産食堂、渚泊、漁業体験など、これらを総じて海業の運営などができるようになるというものです。

以上が改正内容となりますが、海業に関しては、長期的に一定の売上げ規模が見込まれる事業なのかと同時に、長期的なビジネスモデルが構築されていないと難しい側面がありますので、今後、三重県、外湾漁協など関係各社と十分な協議、法的課題にも配慮が必要になるものと考えております。

以上で、議案第 7 号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正についての説明を終わります。

○芝山水産農林課長 議案第 7 号については、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○南委員長 議案第 7 号について御質疑ある方。

○濱中委員 現在、尾鷲市にある漁港で、即時に対応しなければならないような事業であるとか場所であるとかというのは、考えられるところはあるですか。

○芝山水産農林課長 この法律が変わりまして、海業ということで広く水産業以外のことも漁港の中でできるようにしていこうというもので、一番には漁業者との

第三者との調整という部分、我々で言うと信頼関係というところになると思うんですけども、それが一番重要になってくるということ、それと、本市の漁港の場合は各区との距離の近さというのもありますので、漁業者だけではなく各区との関係性というところも構築をする必要があるというようなところで、直ちにというところではないですが、ただ、該当するエリアはたくさんあるとは思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

○小川委員　　例えば、三木里地区なんか漁業権ないやないですか。ああいうところで三木里の方が利用したいという場合、そういうときは許可はどういうふうに。漁協で取るのか、それとも市で許可を取るのか、その点はどうなんですか。

○芝山水産農林課長　　この上位の法律のほうで、漁港ということで、漁港の管理者ということになっておりまして、三木里は漁港ではなく海岸という位置づけになっております。たしか県の管理の海岸ですね。ですので、この法律の対象外にはなると思います。

○小川委員　　ということは、漁業権があるところしか使えないということなんですか。

○芝山水産農林課長　　そのとおりだと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

あくまでも漁港対象の条例改正ということで、理解をいたしたいと思います。
では、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、ないようですので、引き続きまして、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）議決についての説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長　　それでは、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について、補正予算書及び予算説明書に基づき説明をいたします。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

補正予算書16ページ、17ページを御覧ください。通知します。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料23万円の増額は水産施設使用料で、三重外湾漁協の瀬木山アラ処理施設の用地占用料でございます。

当施設は、令和5年度の更新分から、従来の普通財産としての管理から当課償還の水産用地としての行政財産に所管替えとなり、それに伴いまして、尾鷲市漁港管

理条例の規定により、1平方メートル当たり120円の占用料を増額計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は4,000円の減額でございます。

内訳は、1節農業費補助金19万4,000円の増額は、農業委員会の国の交付金の割当額の増額、2節林業費補助金13万4,000円の減額は、森林環境保全直接支援事業補助金での下草刈りの事業費の確定による減額、3節水産業費補助金6万4,000円の減額は、三重県海岸漂着物等対策事業補助金に対する台風7号での漂着ごみ処理委託料の事業費確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額243万4,000円の増額は、森林整備センター、旧の公団造林になりますが、旧公団造林の川原小屋、これは奈良県の県境辺りの市有林になります。その契約林の利用間伐の流木売払収入、立木売払収入の増額でございます。

森林整備センターの経費による森林整備で、売払収入は尾鷲市の取り分が2分の1という効率のよい事業であり、当初の予定を上回る面積で利用間伐をしていただくことができたことによる増額でございます。

一番下の段を御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち当課分は、次のページをお願いいたします。9節農林水産業費雑入で21万円の減額。これは、昨年11月3日から5日にかけて行われたバイブズミーティングにおける記念植樹への参加料が、1口5,000円で最大60口を見込みましたが、18口であったことの減額でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

補正予算書34ページ、35ページをお願いいたします。通知をいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、財源更正による国県支出金19万4,000円の増額と、一般財源を同額減額する財源更正でございます。

次に、2項林業費、1目林業総務費266万4,000円の減額は、7節報償費166万4,000円の減額、18節負担金、補助及び交付金100万円の減額で、いずれも、おわせ育などの自然体験を外部への魅力発信として拡大するというミッションで地域おこし協力隊を募集しましたが、着任に至っていないことによる減額でございます。

2 目林業振興費 1,124 万 8,000 円の減額は、有害鳥獣対策事業で報償費 36 万 4,000 円の減額。これは、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカの捕獲による報償費の実績見込みによる減額。

また、尾鷲みどりの基金事業補助金 844 万 2,000 円の減額は、森林組合おわせの造林補助金の事業費確定に伴う減額。次のページをお願いいたします。森林経営管理事業は、事業費確定による委託料の減額 244 万 2,000 円でございます。

3 項山林事業費、1 目管理費 264 万 6,000 円の減額で、財源内訳の国県支出金 13 万 4,000 円の減額は、県補助金としての森林環境直接支援事業補助金の減額、その他特定財源の 39 万 9,000 円の減額は、みんなの森推進業務委託料の減額によるふるさと応援基金 18 万 9,000 円の減額と、バイブズミーティングの植樹参加料 21 万円の減額でございます。

補正の主な内容は、市有林管理事業での下草刈り等の事業費確定による委託料の減額などと、みんなの森プロジェクト事業での L o c a l C o o p 事業を担当する地域おこし協力隊を、教育部門と森林部門の 2 名を募集しておりましたが、森林部門の協力隊が、来週面談をする予定となっており、まだ、現在採用には至っていないことと、教育部門の協力隊は台湾国籍のリ・チャホン氏が着任し、任務に就いておりますが、10 月の着任想定が 12 月着任であったことによる報償費と活動費補助金の減額が主な理由でございます。

続きまして、4 項水産業費、2 目水産振興費でございます。234 万 6,000 円の減額で、財源内訳のその他特定財源 81 万 2,000 円の減額は、後継者育成事業の事業費確定によるふるさと応援基金の減額でございます。

補正の主な内容は、後継者育成 81 万 2,000 円の減額は、短期研修としての尾鷲市漁業体験教室業務委託料や、それを踏まえて行われる長期研修としての漁業後継者確保支援整備事業補助金の参加者の確定による減額と、早田漁師塾が新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたことによる補助金の皆減でございます。

水産振興一般事務費 133 万 2,000 円の減額は、九鬼町の大数の魚を東京など都市部に売り込むことをミッションとした地域おこし協力隊で、安藤範子さんが着任し、任務に就いておりますが、10 月着任想定が 2 月着任であったことによる報償費と活動補助金の減額でございます。

水産振興補助金 19 万 3,000 円の減額は、次のページをお願いいたします。尾鷲市漁業近代化資金利子補給金は融資額確定に伴う減額、水産振興負担金、浮魚

礁利用調整協議会負担金の減額は、浮魚礁を利用する船舶等の確定による減額でございます。

続きまして、3目漁港管理費23万6,000円の減額で、国県支出金6万4,000円の減額は、県補助金としての三重県海岸漂着物等対策事業補助金の減額、その他特定財源の38万円の増額は、アラ処理施設の占用料など施設使用料の増額でございます。

補正の主な内容は、漁港一般管理費での台風7号での漁港漂着物処理業務委託料の確定と、漁港防潮扉の法定点検の入札差金でございます。

続きまして、4目漁港建設費3万6,000円の減額は、水産基盤ストックマネジメント事業に関連する三重県漁港漁場協会特別会費の事業費確定に伴う減額でございます。

続きまして、補正予算書8ページを御覧ください。通知をいたします。

第2表繰越明許費についてでございます。

5款農林水産業費、2項林業費における一般林道整備事業につきまして、2,528万円の繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

これは、林道大根須賀利線におきまして、これまで台風や豪雨等により、のり面が度々崩落していた箇所の改良をするための工事で、今年度では測量、調査、設計業務委託料を400万円、工事請負費を3,850万円を、森林環境譲与税を財源として当初予算にて計上していたものでございますが、工程のうち、電柱撤去に係る工事が、能登半島地震でのライフライン復旧で事業者の遅延が発生したことによる工期の延長というものでございます。

以上で、令和5年度第9号補正に係る水産農林課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 議案16号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 8ページのところで林道大根須賀利線が出ましたけど、紀北町のほうは全く手がつけられていませんね。そののり面を、なぜこういう金額を突っ込むんですか、使い道ないのに。紀北町のほうにプッシュして、県のほうに紀北町から出してもらって、大根から白越までの道を何とかつなげてもらわんと、これ林道の活用も何もできんのじゃないですか。

○芝山水産農林課長 こののり面、森林環境譲与税でさせていただいていたのは、その上の山の所有者の方が、今後、伐採するということの届出があったことにより、

させていただいたものでございます。

委員御指摘のその林道大根須賀利線、これまで何か年かにわたってずっと舗装させていただいておりましたが、御指摘のとおり、この林道は途中で紀北町に入ってしまう。紀北町側が、私も何回か行きましたが、もう相当草が茂っていて舗装がされていない状況ということで、軽自動車でちょっと通るのが精いっぱいかなというような状況でございまして、紀北町にもちょっとその辺りの整備状況というのを確認いたしました。今のところちょっとまだ優先順位はそちらのほうはまだ低いというような回答でございました。

一度、その辺の事業の見直しということで、そちらのほうの整備については一旦ストップはさせていただいております。

こののり面の崩落、今回の事業につきましては、やはり大きな崩落があったので、今後の崩落を防止するという意味も含めてさせていただいたものでございます。

○西川委員 いや、その崩落を防止しても、道が使えるかったらもったいないですよ。だったらもっと。そして、あの林道って、須賀利側も材木は搬出できませんよね、須賀利に向かっても。海山側が整備されていないんだったら、海山側も通れませんよね。幅員がないで。

○千種水産農林課参事 運搬については、小さい2トンとかであれば、例えば3メートルに小切ってであれば出るものと考えております。

○西川委員 いや、それでもやっぱり須賀利の町なか、めっちゃくちや狭いところがありますよね。ああいうところを通るんだったら、白越のほうに抜けるようにぜひプッシュしてほしいんですけどね。県に要望して。それやないと、幾ら尾鷲側だけ……。僕も歩いておるんですよ、ぴかぴかなすごい道ですよ。めっちゃくちや広い。それ行くまでが、どちらも、須賀利側の入り口も白越のほうもちょっと幅員が狭いから、それはちゃんとプッシュしてください。

○芝山水産農林課長 今、委員御指摘のように、以前からも我々、その御指摘も聞いておりまして、その山の林業施業の状況に合わせて、県のほうにも今御指摘の内容でもちょっと相談もさせていただきたいと思います。

○南委員長 課長、1点だけ今の関連なんですけれども、須賀利の北側の堤防からその林道の境界、紀北町まで大体何メートルぐらいあるの。そない距離的にはないでしょう、そないね。

○芝山水産農林課長 多分2キロ程度は。一般的にうちが今管理している林道は2キロ程度ぐらいと思うんですが、ちょっと今正しい数字は資料がないので申し訳

ないです。

○南委員長 紀北町のほうはかなりあるでしょう、距離的には。

○芝山水産農林課長 そうですね。紀北町側も、また２キロ程度あると思います。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、議案第１６号の審査は終了いたします。

続きまして、議案第１１号、令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 続きまして、では、議案第１１号、令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決について、当初予算書及び資料にて当課に係る予算について説明をいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

当初予算書１８ページ、１９ページを御覧ください。通知をいたします。

２款地方譲与税、３項森林環境譲与税、１目森林環境譲与税につきましては、本年度当初予算額４,４８９万２,０００円で、前年度と比べ８３１万２,０００円の増額です。

この増額は、本制度が施行された令和元年度から令和６年度まで、国の財源が段階的に増額されることによる増額でございます。

予算書の、２２ページ、２３ページをお願いいたします。通知をいたします。

１３款使用料及び手数料、１項使用料、４目農林水産業使用料、本年度予算額３１４万３,０００円で、３３万円の増額です。

内訳は、１節林業使用料は林業研修センター使用料１,０００円、２節水産業使用料３１４万２,０００円のうち当課分としては、水産施設使用料を９３万２,０００円で、大曾根浦漁港と古江漁港における漁港施設占用料と九鬼駅前での海藻の陸上養殖施設、また、瀬木山のアラ処理施設の使用料などでございます。

次のページをお願いいたします。

２項手数料、３目農林手数料、本年度予算額６,０００円で、鳥獣飼養手数料はメジロの飼養許可証２件分の発行手数料でございます。

２８ページ、２９ページをお願いいたします。通知します。

上段の教育国庫補助金の下にあります１４款国庫支出金、２項国庫補助金のうち、農林水産業費国庫補助金は新年度は廃目となります。

これは、令和５年度まで水産庁の水産動物防疫体制整備モデル事業補助金にて、マハタなど養殖の在り方を研究した事業の補助期間満了に伴う廃目でございます。

一番下の段、１５款県支出金、２項県補助金、次のページをお願いいたします。中段ほどでございます。４目農林水産業費県補助金、本年度予算額５,８５５万２,０００円で、前年度に比べ１,７３８万１,０００円の増額でございます。

１節農業費補助金１,２０１万４,０００円の主なものは、特に新しい取組としては、みどりの食料システム戦略に取り組む農家に対する継続支援としての環境保全型農業直接支払交付金８２万８,０００円や、今年度から繁忙期の労働力確保と関係人口づくりを目的として、ちょうど今、開催中の甘夏ワーケーションなどの南部地域活性化基金事業費補助金５９万円などで、これら一連の取組につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

２節林業費補助金２,３５５万８,０００円で、農山漁村地域整備交付金１,２５０万円、森林環境保全直接支援事業補助金８１万９,０００円、みえ森と緑の県民税市町交付金１,０２３万９,０００円でございます。

農山漁村地域整備交付金は、林道橋の長寿命化を図る事業として取り組んでおり、歳出にて説明をいたします。

森林環境保全直接支援事業補助金は、私有林の間伐、植付け、下刈りなどに対する６８％の造林補助金でございます。

３節水産業費補助金２,２９８万円で、主なものは水産物供給基盤機能保全事業費補助金２,２００万円で、ストックマネジメント事業でございます。

次のページをお願いいたします。

１６款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、本年度予算額１,６７７万７,０００円で、１節土地建物貸付収入のうち当課に係る分は、農林関係土地貸付料８５４万４,０００円。これは、電源開発、中部電力、ＮＴＴ等への、電線、電柱などへの市有林土地貸付けによる収入でございます。

２項財産売払収入、１目不動産売払収入、本年度予算額１６７万５,０００円で、１節立木その他売払収入は、川原小屋公団造林での１００％補助による利用間伐の売払い収入の尾鷲市取り分としての分収５０％分でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

予算書の１３０ページ、１３１ページを御覧ください。通知をいたします。

○南委員長 お願いします。

○芝山水産農林課長 ５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、本年

度予算額 1,051 万 3,000 円で、財源内訳は、国県支出金 83 万 6,000 円は農業委員会交付金でございます。

内容は、農業委員会運営費 223 万 3,000 円で、主なものは委員等の報酬 168 万 9,000 円と、役務費のうち通信運搬費 21 万 1,000 円は、農地パトロールに関連する利用状況調査での通信運搬費のほか、三重県農業会議への負担金 19 万 2,000 円などでございます。

次のページをお願いいたします。

2 目農業振興費、本年度予算額 2,415 万円、前年度に対し 611 万 1,000 円の増額の主な理由は、新年度で新規に追加する地域おこし協力隊 1 名の、6 か月分の事業費の増額分 479 万 6,000 円などでございます。

財源内訳の国県支出金 912 万 8,000 円は、中山間地域直接支払事業補助金 168 万円、環境保全型農業直接支払交付金 82 万 8,000 円、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 600 万円、南部地域活性化対策事業費補助金 59 万円などでございます。

なお、一般財源負担の 1,502 万 2,000 円のうち 1,199 万円は、農業関連の 3 名の地域おこし協力隊に関する経費で、特別交付税として歳入措置される予定でございます。

農業振興費としての主な支出は、133 ページ上段の一般振興事業での遊休農地解消のための農地バンクの設置や市民農園の開設、みどりの食料システム戦略緊急対策事業での有機農業の推進や DOHO STYLE（道法スタイル）での販路開拓、一次産業を通じた関係人口創出事業でのウェルビーイングとワーケーションの第一人者であります、日本ウェルビーイング推進協議会の島田由香さんらとの担い手対策や関係人口づくりといった事業を、ポイントポイントに地域おこし協力隊を配置しながら全てを連動させていただき、後継者や繁忙期の労働力など、また、遊休農地解消といった課題解決につなげ、さらに、本市の農業からの地域活性化につなげていこうとするものでございます。

それぞれの詳細につきましては、主要施策の予算概要と資料を用いて説明をさせていただきますが、その前に、当課では地域おこし協力隊を各事業に配置しており、新年度でも農業をはじめ 4 名の新規募集を行おうとしております。既存の協力隊も含めて一覧表に取りまとめましたので、そちらのほうの資料から説明をさせていただきます。

先ほどお配りした資料でございます。通知をさせていただきます。

この資料の赤い網かけの部分が、新年度で新たに追加しようとする協力隊でございます。新年度では、既存の協力隊5名に新規4名を加え、当課としては9名の体制にしようとするものでございます。

新規の協力隊は基本的に4月から募集を行い、現地説明やオンラインを含めた説明会、打合せを経て、10月以降の採用予定とし、令和6年度での委嘱期間は6か月を想定して予算計上しております。

ただし、右から3人目に記載しておりますLocal Coop推進の企業担当の協力隊につきましては、これまでの活動の中で関わりのある人材から採用していきたいと考えており、こちらについては7月中に着任を想定しております。

新規募集の詳細につきましては、それぞれの担当係長からその都度説明をさせていただきますので、全容につきましてはこのような体制で当課を進ませていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

では、農業振興に係る詳細を、農業振興係の野田係長より説明をさせていただきます。

○野田水産農林課係長 それでは、農業分野の取組について、主要施策の予算概要を基に御説明させていただきたいと思います。

4本、続けて説明させていただきたいと思います。

では、まず、主要施策の予算概要44ページを御覧ください。

一般振興事業（地域おこし協力隊事業）についてであります。

天満地区農業振興地域おこし協力隊については、コロナによる特例措置で任期が延長され、令和6年度が最終年となります。これまで耕作放棄された甘夏畑をDOH O S T Y L E（道法スタイル）で再生し、今期初めて試験出荷を行うまでになりました。

また、甘夏ドレッシングがみえの食セレクションに選定されるなど着実に6次化も進んでおり、最終年度である令和6年度では、任期終了後の自立に向けた活動についてさらに進めてまいりたいと考えております。

次の、遊休農地活用地域おこし協力隊については、遊休農地を有効活用していく仕組みの一つとして、尾鷲市農地バンクの設置を行っております。現在、4件の遊休農地をバンク登録を進めているところであります。令和6年度についても、農地バンクをさらに本格的に進めていくために活動していきたいと考えております。

下段の新規になりますが、向井地区農業振興地域おこし協力隊については、新規で導入を行うものであります。向井地区で長く続いてきたときわ漬け、伝統野菜の

虎の尾、こういったものが次世代への継承が困難な状況になっております。このため、伝統野菜の栽培、または加工を継承しつつ、時代に合ったさらなる発展をミッションとして導入を進めてまいりたいと思います。

事業費につきましては、報償費が3名分699万円、活動費補助金が500万円、合計1,199万円となります。

続きまして、主要施策の予算概要45ページを御覧ください。

一般振興事業（その他農業振興）についてであります。

こちらについては、意欲のある農業者が将来にわたり農業が継続できるように支援を行っていくものでございます。

中山間地域等直接支払事業費補助金は、有機農業、観光農業問わず、条件不利地域である天満地区の農業者に対して支援を行っているものであります。

続きまして、環境保全型農業直接支払補助金は、環境保全に効果の高い営農活動を行っている農業者が、2名以上で構成される農業団体に対して、その有機農業面積に応じて支援するものです。

市内の有機農業者で組織する農業者団体に対し、国が定める単価10アール当たり1万2,000円を掛けた110万4,000円を支援いたします。市の負担は4分の1で、さらに、市の負担分の70%が特別交付税措置される有利な制度になっております。

最後に、有機農業市民農園試行につきましては、遊休農地を市民農園として活用する試行的取組としてスタートさせていただきたいと思います。農作物をつくってみたい初心者の方などを対象に、有機農法での農業指導を受けながら運用していきたいと考えております。

農業される方の裾野を増やして、農地バンクの利用促進にもつなげ、遊休農地の有効活用、有機農業の普及を進めてまいりたいと思っております。

総事業費は373万円で、県支出金250万8,000円、一般財源122万2,000円でございます。

続きまして、主要施策予算概要46ページを御覧ください。

みどりの食料システム戦略緊急対策事業についてであります。令和4年度から取組を始め、令和6年度が最終年度となります。

内容は、生産、流通確保、消費の各分野で、有機農産地づくりの取組を継続していくものです。

新たな令和6年度の内容としましては、スマート農業機材の実験として、甘夏収

穫時、落下によるロス防止ということを目的に、この地域の作業に合った農機具の試作を進めていきたいと考えております。また、柑橘貯蔵シートによる甘夏の貯蔵試験も予定しております。

事業費については608万3,000円で、県支出金600万円、一般財源が8万3,000円となります。

続きまして、主要施策予算概要47ページを御覧ください。

一次産業を通じた関係人口創出事業についてであります。

本事業は、三重県南部地域活性化基金事業補助金を活用し、南伊勢町と連携し、令和4年度から実施している、一次産業を通じた関係人口の創出事業でございます。

事業内容につきましては、2泊3日の有償での短期就労体験を行うもので、今年度においても、短期の求人サイトであるタイミートラベルを利用し、募集を行ったところ、6名の募集に対し14名の応募がありました。このため、引き続きタイミートラベルを活用した短期就労体験を継続していきます。

また、交通費や滞在費は自己負担で、ボランティアによる一次産業ワーケーションにつきましては、一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会と連携し、甘夏収穫をテーマとして実施していくものであります。

事業費は118万円で、財源内訳は県支出金59万、一般財源59万円でございます。

この甘夏収穫ワーケーションにつきましては、現在3月1日から実施しており、参考としまして資料を添付させていただきました。

行政常任委員会資料の2ページを御覧ください。

ウェルビーイングはよい状態を意味し、一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会では、このよい状態になるには、農作業など単純作業に没頭することで頭も心もリフレッシュできるとして、一次産業ワーケーションを全国で展開しております。

本市の甘夏を栽培している天満地区は非常に景色がいいことから、同協議会と連携し、甘夏収穫ワーケーションを実施することとなりました。

参加方法については、午前、午後、半日、選択して参加できます。今回は天満地区の3農業者さんが受入れを行っております。現在、延べ76名の申込みをいただいております。

このように、市内外からの方が収穫に参加していただくことで、収穫時の労働不足の解消や甘夏を広く知っていただける機会となり、関係人口の創出につながるこ

とから、令和6年度においても同様の取組を進めてまいりたいと思います。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長 それでは、予算書134、135ページをお願いいたします。通知します。

一番上段でございます。3目農地費、本年度予算額412万7,000円で、主な内容は、農道修繕や草刈りなどの維持管理に係る一般農道整備事業202万1,000円と、農業用水路の修繕等の農業用水路改良事業210万6,000円でございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、本年度予算額2,777万4,000円で、林業研修センター管理費25万9,000円は、林業研修センターの維持管理費でございます。

次のページをお願いいたします。

林業活性化推進費83万1,000円で、主なものは、旅費10万1,000円は、東京都港区でのみなと森と水ネットワーク会議への参加旅費と、負担金は尾鷲林政推進協議会会費25万円、三重県森林協会会費32万円、尾鷲市林業振興協議会会費5万円などでございます。

林業一般経費112万9,000円は、主に林業振興事務に関する経費ですが、旅費27万6,000円は、大阪、東京への尾鷲ヒノキ販路開拓などの営業旅費、使用料及び賃借料のシステム使用料のうち27万8,000円は、三重県の森林資源情報を管理するクラウドシステムの年間使用料でございます。

続いて、2目林業振興費、本年度予算額5,889万円で、国県支出金361万6,000円は、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金205万円と、みえ森と緑の県民税市町交付金156万6,000円、その他特定財源3,209万5,000円は、尾鷲みどりの基金繰入金3,052万5,000円と、ふるさと応援基金繰入金157万円、一般財源は2,317万9,000円でございます。

なお、一般財源のうち、有害鳥獣対策の地域おこし協力隊に係る事業費239万8,000円は特別交付税として歳入措置されるほか、1,715万6,000円は森林環境譲与税が財源となっております。

主な内容は、有害鳥獣対策事業867万3,000円で、報償費634万8,000円の内訳として、新たに獣害対策をミッションとした地域おこし協力隊1名分の10月からの6か月分の報奨139万8,000円と、有害鳥獣捕獲報償金としてニホンジカとイノシシは、1頭につき8,000円に1,000円増額をさせていた

だいております。ニホンザルは1頭につき1万8,000円の報奨金を支給するもので、ニホンジカは350頭で280万円、イノシシは100頭で80万円、ニホンザルは70頭で126万円を計上するものでございます。

また、今年度から、ニホンザルの群れの行動調査を行う目的で、3歳から4歳程度の雌ザルを捕獲し、発信器をつけて群れに戻す取組を行っておりますが、現時点で、馬越宮ノ上付近・座ノ下坂場付近・大曾根行野浦付近を縄張とする三つの群れに、発信器をつけた雌ザルを戻すことに成功しており、毎日動きの記録を取っております。この記録により、先回りをした追い払いや効果的なわなの仕掛けなど、群単位での対策につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、新年度でも、できれば輪内地区などの縄張の調査をしていきたいと、テレメトリー調査用のニホンザル捕獲報償金として、1頭4万5,000円の2頭分9万円を計上しております。

木材需要拡大事業157万円は、尾鷲材PR展示会補助金37万円、尾鷲産材活用促進補助金120万円で、これは、尾鷲ヒノキなど地元産材を用いて住宅を建てる人への補助金でございますが、本年度から、近年増えている移住者や若者もターゲットとすべくリフォームについても補助対象としたところ、現時点で新築1件、リフォーム9件の申請をいただいております。工務店さんなど建築関係の皆様にも浸透してきたことから、新年度も同様で取り組みさせていただきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

尾鷲みどりの基金事業2,992万5,000円は、一般財団法人尾鷲みどりの協会からの寄附金を財源とした事業で、自然体験推進業務委託料71万3,000円は、市内の小中学生を対象とした木育、山育などの森林学習を中心とするおわせ育体験授業の委託料、工事請負費の700万円は、尾鷲市が管理する林道白浜谷線、これは向井地区の上のほうの山側から行野のほうに伸びている林道ですが、その舗装工事費で、総延長1,340メートルに対し、これまで5年間で985メートルを完了しております。新年度では、160メートルの舗装を予定しているものでございます。

補助金2,216万4,000円は、森林組合おわせが実施する造林事業と林道補修事業への補助金で、みどりの協会からの寄附計画に基づいた指定要件でございます。

森林経営管理事業1,715万6,000円は、森林環境譲与税を原資とした事業で、須賀利地区で森林所有者の意向調査や契約などの手続の済んだ森林で、間伐整

備を行っていく委託業務と、三木里地区において整備を希望する所有者の施業の境界を確認していく業務を行う委託料等でございます。

暮らしに身近な森林づくり事業では、みえ森と緑の県民税を活用した危険木伐採のための補助金で、自治会や区などが行う人家に密接する山林での危険木伐採に対して、1件当たり80%、最大50万円を補助するものでございます。

続きまして、3目林道開設改良費、本年度予算額4,069万2,000円で、財源内訳の国県支出金1,250万円は農山漁村地域整備交付金、地方債1,800万円は一般林道整備事業債500万円と農山漁村整備事業債1,300万円でございます。

主な内容は、139ページの一番下の段、一般林道整備事業806万9,000円で、次のページをお願いいたします。工事請負費500万円は国道425号、奈良県境付近の林道栃川原線の改良工事で、落石防護工、側溝工など延長50メートルを施工するものでございます。

農山漁村地域整備交付金事業2,550万円につきましては、別紙資料にて基盤整備係岡田主幹から説明をさせていただきます。

○岡田水産農林課主幹兼係長 通知いたします。資料3にて説明いたします。

農山漁村地域整備交付金事業についてでございます。

お示しした資料の位置図であります。尾鷲市賀田町の熊野尾鷲道路賀田インターチェンジ下にあります尾鷲市管理林道首越線でございます。この路線は、採石場関係者の多くの方が利用される路線となります。

林道は、山地災害、森林の適正な整備、管理や木材の生産や運搬において欠くことのできない施設であり、山林所有者の木材搬出時の安全確保など林業振興の向上を図るため、尾鷲市林道橋長寿命化修繕計画に即して、計画的な林道橋の維持修繕工事を実施するものであります。

事業内容は、林道首越線、橋梁2か所を老朽化に伴う長寿命化修繕工事を行うもので、このらせんの黄色い丸印部分、新平谷橋、口ノ谷橋の橋梁2橋が対象となります。

林道橋の測量設計として800万円、林道橋修繕工事として1,750万円を計画しており、合計事業費が2,550万円で、補助率は50%でございます。

説明は以上となります。

○芝山水産農林課長 予算書140ページ、141ページにお戻りください。通知をいたします。

5 款農林水産業費、3 項山林事業費、1 目管理費、本年度予算額 8,541 万 8,000 円で、財源内訳は、国県支出金 81 万 9,000 円は森林環境保全直接支援事業補助金、その他財源 2,435 万 3,000 円はふるさと応援基金 1,099 万 1,000 円と、昨年 12 月に三ッ輪ホールディングス株式会社様から頂いたみんなの森プロジェクトでの Local Coop 事業に対する企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 1,336 万 2,000 円で、一般財源は 6,024 万 6,000 円でございます。

なお、この一般財源にも、Local Coop を担当する新規 1 名を含む 3 名の地域おこし協力隊の事業費 1,438 万 8,000 円が、特別交付税措置として歳入される予定となっております。

事業の主な内容は、市有林管理事業 353 万 3,000 円で、一番下の段、委託料で市有林の下刈りの経費 68% を県が補助する、森林環境保全直接支援事業業務委託料 134 万 5,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

使用料及び賃借料の車両借り上げと機械借上料は、山林作業員 3 名分のそれぞれの車両、チェーンソー機器などの借上料でございます。

FSC 事業 101 万 1,000 円は、主なものは、グループ認証に係る負担金 66 万 3,000 円などでございます。

みんなの森プロジェクト事業 4,654 万 5,000 円は、ゼロカーボンシティの実現を目指しながら、本市の一次産業のフィールドに企業等の環境活動を連動させ、最終的にはその活動から一次産品に付加価値をつけていくということや、関係人口、産業振興につなげていくことを目指している事業でございます。

新年度での取組は、主要施策の予算概要にて、千種参事から説明をさせていただきます。

○千種水産農林課参事 それでは、みんなの森プロジェクト事業について詳細を説明させていただきます。

主要施策の予算概要 56 ページを通知させていただきます。

事業の目的は、みんなの森での新たな環境価値の創出に向けた取組を通じて、企業等の参画できるフィールドをつくりながら、一次産業の新たな価値を創造し、ゼロカーボンシティの推進を図ろうとするものでございます。

新年度では、主な取組としましては、上場企業は、今、自然環境に対する国際的な情報をいち早くキャッチし、自社の経営方針をその潮流に対応させていこうとし

ていることから、本市のSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップに今年2月に加盟した強みを生かして、尾鷲市から国内企業等に対し、企業としての環境経営に関する情勢などの情報発信を行う、市制施行70周年記念事業に位置づけたシンポジウムを開催します。

また、市民や団体等についてもこうした取組を理解いただけるよう、みんなの森の活動報告のような場も併せて設けていきたいと企画しております。

国連大学等の市長講演講師やパネリストなどに伴う6名分の報償費180万円と、それに関連する旅費19万5,000円、全体的な企画立案や調整、現地指導を含めたディレクション全体として、公益財団法人、日本自然保護協会に対する委託料300万円を計上しております。

手数料は、今年1月に登録が完了しましたJクレジットのモニタリングが完了した部分についての認証、発行に係る認証手数料33万円でございます。

委託料では、みんなの森プロジェクト推進業務委託料1,342万円は、本プロジェクトの全体的な進行管理、ノウハウの提供、人材派遣など、本プロジェクトを切れ目なく継続するためのプロジェクト推進業務委託料の計上で、ふるさと応援基金を充当しております。

森林整備業務委託料122万9,000円は、みんなの森のフィールド整備として群生間伐に伴う業務委託で、間伐後は広葉樹などを植樹していただくフィールドとしていきます。

負担金は、みんなの森において、生物多様性と林業の両立した森林整備を実装するための一般社団法人LocalCooP尾鷲への負担金で、特に土中環境と生物多様性の専門家を招聘してのワークショップによる整備を中心に、関係人口を増やしながら取り組んでいくものでございます。

また、本プロジェクトを推進していくための地域おこし協力隊3名の報償費83万8,000円及び補助金600万円を計上しております。事業費総額は4,654万5,000円です。

財源内訳は、その他特定財源2,435万3,000円と、一般財源2,219万2,000円になります。

その他特定財源については、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金1,336万2,000円と、ふるさと応援基金繰入金1,099万1,000円です。

以上です。

○芝山水産農林課長 それでは、予算書144、145ページをお願いいたしま

す。通知いたします。

５款農林水産業費、４項水産業費、１目水産業総務費は、全額人件費につき割愛をさせていただきます。

２目水産振興費、本年度予算額２,１２５万４,０００円、財源内訳は、国県支出金１８万円は県補助金の水産多面的機能発揮対策運営交付金、その他特定財源５５万２,０００円は全額、ふるさと応援基金繰入金でございます。

また、一般財源１,５５５万２,０００円のうち７１９万４,０００円は、地域おこし協力隊経費として特別交付税措置される予定でございます。

内容は、漁場の管理保全９２万円で、尾鷲湾、賀田湾の魚類養殖場環境調査や海藻増殖試験などを行う事業でございます。

主なものは、使用料及び賃借料は、尾鷲湾、賀田湾での環境調査に使用する船舶借上料と、モニタリング調査に必要なダイビング用エアーボンベ等借上料でございます。

つくり育てる漁業の展開３９５万２,０００円は、尾鷲ヒノキ製アオリイカ産卵床事業の間伐材運搬等手数料や船舶借上料、また、負担金、補助及び交付金のうち負担金３１３万６,０００円は、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグの種苗放流事業に係る負担金でございます。

一番下の段、後継者育成１３７万６,０００円は、次のページをお願いいたします。委託料としての尾鷲市漁業体験教室業務委託料７８万４,０００円、補助金としての漁業後継者確保支援整備事業補助金３６万円と、早田漁師塾への漁師育成機関運営支援事業補助金２１万８,０００円などでございます。

水産振興一般事務費７８８万２,０００円は、九鬼・大曾根の水産振興を担当する地域おこし協力隊２名の報償費と活動費補助金。需用費、役務費は、尾鷲の漁業統計書の作成費や漁獲量調査手数料などでございます。

地域おこし協力隊につきましては、主要施策の予算概要にて水産振興係、竹内係長から説明をさせていただきます。

○竹内水産農林課係長 それでは、主要施策の予算概要６０ページ、水産振興一般事務費（地域おこし協力隊事業）について説明いたします。

予算概要、事業の内容の欄を御覧ください。

対象地区は九鬼地区と大曾根地区でございます。

九鬼地区のミッションは、九鬼定置漁業株式会社等のバックアップの下、現在、漁業者が取り組んでいる高付加価値化をさらに進め、九鬼町の水産物の魅力発信の

強化、流通業者との連携強化、販売、販路開拓に取り組むものであります。

特に定置網の主力魚種であるブリに関して、先日３月７日にみえ春ぶり宣言が出されたところでございますが、三重県南部の沿岸地域が一体となって春ブリのＰＲを行うものでございました。

九鬼の協力隊には、令和６年２月に安藤範子さんが着任され、九鬼のブリなどを東京へ売り込む活動に取り組んでいただいております。

当初予算には令和６年度の１年分の報償費２７９万６,０００円、活動費２００万円を計上しております。

一方、大曽根地区のミッションは、地元漁業者が営むヒロメ及びマガキ養殖に携わり、技術の習得、生産物の販売活動、高付加価値化に取り組むものであります。

約１０年間、市が地区の漁業者と共に副収入対策として取り組んできたヒロメ、マガキの養殖試験について安定した実績が得られていることから、後継者の確保、育成と収益性の向上というさらなるステップアップを目指すものでございます。

来年度の５月頃の募集開始、１０月の着任を見込み、６か月分の報償費１３９万８,０００円、活動費補助金１００万円を計上しております。

全体の事業費は７１９万４,０００円であり、全額、特別交付税措置される予定です。

以上でございます。

○芝山水産農林課長 それでは、予算書１４６、１４７ページにお戻りください。通知します。

下のほう、水産振興補助金でございます。

水産振興補助金３３７万円は、尾鷲市漁業近代化資金利子補給金１８２万５,０００円、産地協議会強化支援事業補助金８０万円などでございます。

水産振興負担金２９３万６,０００円は、主なものは、次のページをお願いいたします。漁業共済事業負担金２５３万９,０００円などでございます。

水産多面的機能発揮対策事業６２万４,０００円は、尾鷲湾、九木浦、早田浦、三木浦の藻場再生協議会の藻場造成事業への補助事業で、協議会の活動に対する市の負担金１５％分の４４万４,０００円などでございます。

藻類・二枚貝養殖普及事業９万円は、マガキやヒロメなどの養殖試験に係る費用でございます。

水産物普及啓発事業１０万４,０００円は、市内の中学生に魚のさばき方や調理方法を体験してもらい、尾鷲の魚のおいしさなどを直接感じ取ってもらうことで、

魚食普及につなげようとする取組でございます。

3目漁港管理費、本年度予算額634万9,000円、財源内訳は、国県支出金80万円、これは三重県海岸漂着物等対策事業補助金でございます。

その他特定財源93万2,000円は、水産施設使用料としての大曾根漁港、古江漁港等の漁港占用料でございます。

内容は、漁港一般管理費557万3,000円で、尾鷲市が管理する8漁港の施設修繕料120万円、台風等で漁港に漂着した流木等の処理手数料155万円、漁港防潮扉整備点検業務委託料250万円などでございます。

漁港公園管理費77万6,000円は、行野浦・早田・古江漁港の公園管理委託料などでございます。

4目漁港建設費、本年度予算額5,428万3,000円、財源内訳は国県支出金2,200万円、地方債2,300万円、これはいずれも水産基盤ストックマネジメント事業に係る補助金と起債でございます。

次のページをお願いいたします。

主な内容は、水産基盤ストックマネジメント事業4,540万4,000円で、新年度は、現在進めております九鬼漁港と梶賀漁港の護岸工事について、2漁港分の設計等業務委託料400万円と工事請負費4,100万円でございます。

続きまして、予算書を飛びまして、208ページ、209ページをお願いいたします。通知いたします。

10款でございます。災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年発生農林水産業施設災害復旧費、本年度予算額200万円で、前年度予算額と同額でございます。

内容は、農林業施設復旧費100万円と水産業施設復旧費100万円でございます。

以上で、令和6年度当初予算に係る当課の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございました。

議案審査に入る前に、ここで15分まで休憩をいたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時13分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

先ほどの議案第 11 号の当初予算の審査に入ります。

○濱中委員 何点かあるんですけども、まず、133 ページの農業振興について、これ最初にもらいましたこの地域おこし協力隊のリストの中に、遊休農地活用の協力隊の活動内容がありますね。

あっ違うわ、ごめんなさい、遊休農地じゃないわ、向井地区の農業振興に関連してなんですけれども、これ所管が別なんですけれども、伝統野菜の加工なんかの活動に取り組む中で、今の夢古道にある厨房、あれが有効に使えないかなというのを聞きながら思っておったんです。

もちろんあそこの建物に関しては、建てるときの補助金の関係とかいろんな制約もあることは理解するんですけども、やはり活用が少ないということがいろんな場面で課題とされておりましたけれども、ここに同じ向井地区で動くときにこの加工品ができて、そこから販売促進につながればなというような思いで聞いておったんですけども、その拠点なんかは大体もう決まっているんでしょうか。

○芝山水産農林課長 向井地区の伝統的な加工物の協力店につきましては、今のところ、ときわ会の皆さん方ともいろいろなお話をさせていただいてまして、ときわ会の拠点、加工施設なんかを使うというのがまず 1 点ございますが、その他、虎の尾とか、もちろんほかの新しいそういう加工物のチャレンジというようなところにつきましては、今、言われました夢古道の加工施設なども、大分、例えばもう向井全体で盛り上げていく必要があると思いますので、夢古道との連携とか、例えばその周辺の事業者との連携、そういったことは十分視野に入れて取り組みたいと思っていますので、条件次第では十分可能かなとは思っております。

○濱中委員 周辺の農園なんかでも、新しいものがどんどんできてきているというようなことは情報として伺っておりますので、そういった伝統野菜に限らず、新しくできてくる農産物に関しての活動に広がってくればなというような気がしておりますので、ぜひ条件を整えた上で有効活用に努めていただければと思います。

あと、143 ページのみんなの森プロジェクト事業に関してなんですけれども、盛りだくさん、かなり費用も大きい事業なので、ここ数年やっておりますゼロカーボンの取組としては、恐らく全国的に注目をされる部分なのかなという気はするんです。

L o c a l C o o p に関しましても、全国的に何か所かが自治体が参入してやっているんですけども、これ、取り組む自治体によってミッションがそれぞれ違っておりますので、ほかの事例を見ても、じゃ、尾鷲はどうなんやというところへの

理解がなかなかしづらいところがあるんです。

一番具体的に分かりやすいかな、私らも市民の方に聞かれて説明がしやすいかなと思うのは、このLocal Copを導入することであるとか、このみんなの森のプロジェクトが市民にどうやって直接利益をもたらすものなのか、行政が取り組むことによって市民への還元というのはどういう部分なのかというのが、具体の事業としてちょっと御説明いただければなと思うんですけど、いかがですか。

○芝山水産農林課長 みんなの森プロジェクト事業につきましては、一番分かりやすいところでは九鬼の市有林の頂山のところの整備になるんですが、その整備につきましては、一部、子供たちに食事をしてもらったりという活動はやっているんですが、実はその整備の内容というところについては、12月にお認めいただいた三ッ輪ホールディングスさんからの寄附によって、今、専門家の方に入ってきてまして、毎月1回見立てをしながら、どこをどう整備していくと一番森林に、山の再生につながっていくかというところを、3月、来週も来ていただくんですが、来週含めて取組を今しています。

ただ、その内容が、やっぱりまだ市民の方はたくさん一緒に入ってという内容にまで至っていないというところで、今はその専門家の方のファンの方、追っかけみたいな方が全国にみえまして、その方が来ていただくと、遠方では大阪などからも一緒に整備したいということで来ていただいています。

三重県内からも10人程度の方がお越しいただいています、ボランティアになるんですが、その皆さん方が一緒になって見立ての仕方、どういうふうな整備の仕方をしていけばいいかというのを見立てています。

4月からは、そういったことをある程度方向が今決まってきましたので、4月からは、その取組をより市内のほうの一緒に活動していただける方とか、もちろん九鬼の方を含めてです。そういったところに公募をしていたりとか。ただ、公募だけではいきなり分かりにくかったりするので、座学なんかも含めてやりたいと思っているのが1点でございます。

あと、もう一つは、今、一緒に検討しているチームの中でヤフーさんなんかも一緒に入っていますので、そういったところで、情報発信の仕方を外部、市外向けの企業に対する情報発信と市内向けに対する情報発信、これをいわゆる情報発信編集部みたいなチームを別途作りまして、今月頭にできたばかりなんですが、各企業の広報担当とかそういう皆さんに入ってきていただいて、ちょっと新しくどういう戦略で情報発信していけばいいかという取組もしています、市内の方に対しては、

ユーチューブなどの動画なんかで活動内容をお知らせしていく、そういったことから、これからじわじわと市民の皆さんに理解を広げていきたいと思っていますので、もう少しちょっとその辺りを様子を見ていただきたいと思います。

○濱中委員 さっきも説明ありました甘夏ワーケーションなんかでも、市外の方たちが結構興味を持ってくださっていたりとか、この甘夏に関する協力隊の方の活動なんかも、すごく熱心なのを現地で見せていただいております。

この間、商工観光とのコラボでの甘夏の売出しなんかでも、すごく現場で物を買いに来た人たちの声を直接聞くと、もうちょっと甘夏のイメージがアップされたよということも聞かせていただいたので、恐らく成果は必ず出ているんだろうなという気はしますし、あと、情報発信というのは、もうここ数十年前には考えられんほどの効果を出しておることは実感しております。

恐らくその中にはインフルエンサーの方なんかがおったりすれば、私らの考えられんような爆発的な広がりを見せることも理解しておりますので、その情報発信に向けて、そういうところに外部の人が入ってきてくださるところ、さらに力を入れていただきたいと思います。

あと、137ページの有害鳥獣のことにに関してなんですけれども、以前、この有害鳥獣のことが結構、議論される中で、やはり尾鷲の山はヒノキが中心なので、いろんな獣にとっての餌が全くない山である話があったときに、その広葉樹である実のなる木ということを説明された覚えがあるんです。

今回、このみんなの森が広葉樹植林の話もありますけれども、有害鳥獣のあたりの対策とこの広葉樹というのは結びつけてよろしいですか、どういうふうに考えますか。

○芝山水産農林課長 みんなの森のエリアでの広葉樹をどんどん今植えていってモデル林にしていこうというのは、まず、そこでの実のなる木が増えてきたら、そこでいろいろ野生動物が森にとどまってくれるというようなデータは、全国的なデータではございます。

ただ、やっぱりうちの場合は、尾鷲市はこれだけ広い山の中で、あそこの一部だけそういう仕掛けをしていっても、なかなか全体的な数字に、有害鳥獣のほうの数字にそれが反映されてくるかというのは、ちょっといきなりは難しいかなとは思っていますが、ただ、そのエリアに関して言えば、そういうところで今のカメラもつけて、どういう生き物が映るようにして、その分析も今、日本自然保護協会さんのほうでやっていただいているんですが、やっぱりそういったところの頭数調査と

か、どういう動きをしているのかというのは把握しながら、そういう取組にもつながっていききたいとは考えております。

○濱中委員　この有害鳥獣の中に地域おこし協力隊も入ることなので、これから尾鷲の市有林に関してだけかもしれませんが、そういった伐採をした後の植樹をやられていく中に、そういった有害鳥獣に対する山の高いところ、奥のほうという辺りで、そういった餌場のような形、そういうことも研究していければ有効ではないのかなと、もう全く素人考えで申し訳ないんですけども、その辺りの分析はしていただけないかなと思うんですけど。

○芝山水産農林課長　それは、今我々の中でも課題にはなっております。有害鳥獣対策。

もう一つは、せっかく土壌改良をして、新たな実生といって種からちゃんと生えてくる、これ非常に大事な、山にとっても大事なことで、そういう取組をしていても、せっかく生えてきても鹿に食べられてしまう。ですので、ちゃんとした植生調査も今できない状態。

ですので、今はプロットを取って、あるプロットではどういう植生が生えてくるのか、鹿に食べられなかったらどういう植生になるのかということも、今調べを2月後半からやり出しました。そういったことを含めていくと、本来、鹿に食べられなかった植生というのが分かる。

ただ、委員が御指摘のような、それが獣害対策につながるというのは、日本自然保護協会さんからも全国的な事例をたくさんいただくんですが、なかなか有効なものがないということで、ちょっと課題の状態です。

○南委員長　他にございませんか。

○小川委員　地域おこし協力隊の資料の中から、一番最後のところですけど、まだこれから募集されるということみたいなんですけれども、これの従事するって書いてあるんですけど、どっかに弟子入りみたいにするんですかね。弟子入りみたいにして、自分では試験養殖はやらないということなんですか。

○芝山水産農林課長　この大曾根地区の地域おこし協力隊については、今ずっと10年来、当課のほうで一緒にやっている漁業者の方がみえますので、その漁業者の方と一緒にまずは育て方というのを教えていただきながら、その方についてまずは第1段階、学んでいきたいというふうに考えています。

あとは、その方の漁業をいわゆる継承していくというのもやり方としてはありますし、自分でまた新たな場所とかで別途やるというのは、そこは協力隊の進み方と

か、3年間かけてその辺りはチョイスすることもありなのかなというふうに思っていますが、第1段階では現在ずっと一緒に取り組んでいる漁業者の方について、その方にいろんなことを指導していただきながらやっていきたいと考えています。

○小川委員 地域おこし協力隊としてやる時、自分でも試験的に、例えばマガキ、多分シングルシードでやると思うんですけど、これ種を自前で取るのか、三陸辺りですか、あちらから種を仕入れるか、向こうから仕入れたほうが成長率もいいみたいなんですけれども、そんな方法もあると思うんですけど、そんな場合に、自分で試験養殖できなかつたら言いなりになってしまいますから、その点はどうかなのかなと思いましたので。それでは、自分でも試験養殖はある程度はできるということなんですか。

○芝山水産農林課長 制度上は試験養殖自体は、一応そういう周りとの調整さえつければ、漁業権というのはなしでも一応できる制度になっております。

ただ、最終的に、その場所で漁業権を取っていこうとすると、やっぱりそこは組合員になっていく必要があるとか、既存の漁業者との調整というのがまず第一に出てきますので、その辺りは3年間ではどこまでやり切れるかというのはちょっと難しいですが、実験はやろうと思えばできる体制だと思います。

○小川委員 1人で最後やっていくかも分からないということなんで、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、定置網でも来ていますよね、よそから、若い人たち。結構、組合に加入していないし、住所も移していないと1回聞いたことあるんですけど、何で漁業者に組合に加入しないのかって、加入金が結構な金額するので、それが高いのでやらないと、入らないと言っている。

これ、もし漁業者を増やそうと、漁師を増やそうとするんやったら、その加入金、これ、市である程度補助してあげたら漁師も増えるんじゃないかと思うんですけど、その点は無理なんですか、加入金の補助をするというのは。

○芝山水産農林課長 今、ちょっと直接的に、そこに関してできるできないってお答えはちょっと私、今できないですが、ただ、その組合費というものに対する補助を出して、全体的な漁師の底上げができるのであれば、パイの底上げというものができるのであれば、そこは検討の余地もあるのかというふうに思いますが、多分よほどちゃんとした組立てをしておかないと、近隣のパイの奪い合いみたいな形になってしまうとなると、今は同じ外湾漁協という中で調整をしながらやっている関係上、そこは周りにあんまり歓迎されない制度になってしまうようでは、ちょっと浮いて、尾鷲だけよかってものというところは正直あるのかなというふうに思います。

最終的には、漁師全体が底上げされるような仕組みにつなげていくことが、不可欠だと思っています。

○小川委員　例えば、この辺ですと東京とかいろんな県から来ていますよね。漁師になっていただいて永住していただいたら、これ、例えばその金額を払ってでも安いもんじゃないかなと思うんですけど、地方交付税で15万から20万あるでしょう、年間。それ、もうすぐペイできるやないですか。仮に（聴取不能）、出したってまあええかなと思って、それでちょっと1回考えておいてください。

○芝山水産農林課長　また、それ、移住のほうの担当ともちょっと協議は必要だと思いますので、また、ちょっと課題にさせていただきます。

○濱中委員　ちょっと1点聞き漏らしました。

133ページの農地バンクなんですけれども、今、4軒進めているという説明いただきましたけれども、この遊休農地のその程度、何でも使ってなければよいという話ではないと思うんですけれども、もう本当にやぶのようになっていっているような畑というのもあると思うんです。大体、目安となる程度、あと、広さですとか、こういった条件をつけているのかの御説明をいただきたいと思うんですけど。

○芝山水産農林課長　遊休農地という言葉は、農地法で定められている定義というのがございます。その遊休農地の中でも細かく言いますと、1号の遊休農地と2号の遊休農地、この2種類に分けられるものなんですけれども、荒廃農地、もうこれは多分不可能だろうと、農地として再生することは不可能であろうというようなところの中に、少なくとも再生が可能かなという遊休農地については、1号遊休農地というところで位置づけられまして、2号についても若干それよりは劣るということなんです、1号、2号に位置づけられる遊休農地というのは、判断的には、これは再生できるであろうという、客観的に再生できるという客観視されることが重要であります。

ですので、今我々が言う遊休農地と言っているのは、基本的には、これは再生ができるであろうという考え方での農地を指しております。

○濱中委員　広さに制限はないですか。

○芝山水産農林課長　特に今、法律改正、農地法の改正されてからは、農業に参画する下限面積というのが撤廃されましたので、広さというのは特にないと思っております。

○南委員長　よろしいですか。

他に。

○中村委員　この甘夏のことではちょっとお伺いしたいんですけれども、このワーケーションで、現地までの交通費、宿泊費、食費、保険加入代などは全て自己負担して書いてあるんですけれども、これで十分な人たちが集まる予定ですか。

○野田水産農林課係長　今度3月1日から今やらせていただいている今年度の事業なんですけど、説明でも言わせていただいたように、現在76名のお申込みでいただいております。

県外が大体37人、県内25人、市内の方も14名のお申込みをいただいている状況で、やはりこういうふだん東京、首都圏で仕事されている方が環境を変えて、すごい景色のいいところで農作業を集中することで頭をリフレッシュするというような、今ウェルビーイング、こういう試行というのが首都圏中心に、国のほうでもよく使われる言葉になっておるんですけど、こういうユーザーというか、そういうのが増えてきておると考えております。

○中村委員　いや、これ、何か所でやられるのか分からへんけど、1か月で1日5人から10人必要やったら、150人掛ける3軒やったとしたら450人ぐらい必要なんちゃうのかなと思って、76人の参加やったら、これ、足らんのかなと思ったんですよ。そやから、これで賄われているんですかという質問やったんですけど。76人じゃなくて、それは農家としては、もう十分な人が来ているという判断をされているということですか。

○野田水産農林課係長　一応、3軒の農家さん、受入れいただいております。一応、甘夏はちょっと急峻なエリアでの収穫になりますので、一応、各農家さんに何名受け入れられますかということで、その三つの農家さんの合計が大体10名程度になります。各農家さん。もちろん農家さんの収穫時の人手不足解消も目的にしておるんですけど、実際この甘夏を広く知っていただくということを目的にしております。今後はもっともっとPRを広めて参加者を増やしていきたいと思っております。

○中村委員　ということは、別にこれは、どうしても人手が足らへんから収穫じゃなくて、PRを兼ねて、来て体験してくださいぐらいの程度のものかどうかということですね。

○芝山水産農林課長　この取組をするまでなんですが、何件かの農家さんから、今まで来ていただいていた、繁忙期に来ていただいていたアルバイトさんが、もうちょっと高齢とかで来れなくなってしまって、実は我々スタッフのほうで知人なんかを当たって、アルバイトをしていただける方をちょっと急遽探したりとか、そう

いうことを数年にわたってちょっとやっていた経緯もあります。

それが、一旦こういう形で、もともと数は、まだ受け入れる数は実際あるので、もっと需要はあるんですけれども、一旦だけでもこういう形で来ていただけるということは、農家にとってはすごくやっぱり助かっているという声は直接聞いております。

それともう一つは、来ていただいた方が、その農家さんのすごくファンになって、その応援者になっていろいろ消費を増やしてくれるというところにもなって、あとリピート率もすごく、今回我々初めてやるのでまだリピートについては言えないですが、リピート率も経験上高いということです。そういったことで、どんどんどんどん増やしていきたいという期待を込めて取り組んでいます。

○中村委員　　何でこういうことを聞いたかということ、フランスなんかのワインの収穫のときは、宿泊と食事が出るわけですよ。それで1か月とかして、場所がどんどん北のほうに移っていったというの、日本もすごく広いので、沖縄から北海道まで、そういう人たちというのが、これがもし定着というのか、ずーっと回っていったというふうなシステムが出来上がったらええなと思っていて、今何でお伺いしたかというのは、尾鷲はそんなに農業大国ではないので、これで十分やったらこれでええなと、そやけど、できるだけ来る人に負担してもらうのはすごいええ方法やと思うんですけど、足りているのかなというちょっと危惧があったので聞いただけです。よかったです。

以上です。

○南委員長　　他にございませんか。

○仲委員　　予算書の133ページの一般振興事業から二つぐらいと、予算概要の44、45、46にわたることなんですけど、ずっと説明を聞いていまして、ゼロカーボンシティの宣言から始まって、先ほどのお話がありました遊休農地、僕は耕作放棄地の解消と言いたいんですけど、の有効活用、それから、有機農業の普及と、さらに、ただいま説明があった農地バンクの設立、また、有機農業、市民農園の試行という展開をお聞きしましたが、以前の尾鷲市の農業振興と比べた場合、かなり進んできた、全く立ち止まっていないというような印象を受けて、評価したいと思っています。

このまま進めていただきたいんですけど、その中で農地バンク、先ほども質問ありましたが、農地バンクの進捗というか、今後どのような方向で進めたいか。農地バンクをしても借手が要るわけですね、その借手の対象とかどういうふうな組立

てをしていきたいというのか。さらに有機農業、市民農園の試行について、今、説明できる範囲で結構ですので、説明をいただきたいんですけど。

○芝山水産農林課長　　今、仲委員さんおっしゃっていただいた内容については、全てやっぱり連動させて取組をしていかないと効果につながらないと思っております。今は新しく入っていただいた協力隊の方を中心に、農業委員会の役割として農地パトロールをしております。

令和５年度で今年度で取り組んだ農地の面積というのが、３．４ヘクタールの農地のパトロールをしております。対象となる人数は７２名の所有者の方がいらっしゃいます。その７２名に対して、今うちの農林振興係のほうから利用意向調査というものをかけさせていただいています。

その中で、例えば、もう当分変える予定がないとか、活用するつもりがないんだというようなところについては、農地バンクへの登録というものを今進めさせていただいているという状況です。

その中で、今現在、ホームページ上にも今、公開させていただいていて、場所も写真つきで分かるようにはしているんですけども、市内で２件の農地バンクへの実際、最終的な手続が済んで、登録はさせていただいています。まだ、今、その手続を継続している農地もあります。

一方で、そういうバンクにしていく農地というのは、これからこういう作業を進めていけば増えていくとは思いますが、肝腎の借りていただく方をどのようにしてつないでいくかということにつきましては、去年の７月から、農林振興係の野田係長を中心に、無料農業相談というのを月１回させていただいております。そこへの利用者が、今のところ７名おみえになります。相談に来ていただいております。まず、内訳で言いますと、市外の方が４名、この方たちはやっぱり移住を何らかで考えていて、その際に農地を取得してというような相談になります。

そういう方と、農地バンクを最終的にマッチングさせるような形になっていけば一番いい。最終的には、そこからの農産物が何らかで回っていくというような形までつなげていきたいと思っています。

○仲委員　　それで結構なんですけど、逆に言うて、市民農園を試行した場合、それに参加した方が、言うたら有機農業とか自然栽培に興味があって、また農地バンクのほうで自分で１人でやりたいというような波及効果も実際に出てくると思うんですわ。それは複合的に急がずじっくりやればいいと思います。

もう一つは、この協力隊のリスクを頂いたんですけど、今５名で４名増えて９名

ということで、じっくり見ておると、天満の甘夏栽培から獣害対策については、これ農業振興、この一つの班、それから、Local Coopは2名おるもので、これ一つの班、三つある、教育から企業まであるもので、三つが一つの班、水産振興部が2名で一つの班という、言うたら3班に僕は勝手に分けたんですけど、この3班という意味は、やはり農業振興については、天満の甘夏の向井の農業振興も獣害も、これ一つのくくりで協力隊が常に情報交換とそれぞれミッションの進捗、言うたら報告を共有すべきだと思うんですけど、それ、いかがですか。

○芝山水産農林課長 おっしゃるとおりでございます。今、制度としましては、政策調整課のほうで定例会というのを、全体の地域おこし協力隊というのでやっておりますが、それに加えて、当課でもこれだけの協力隊が、今おっしゃっていただいたように三つのジャンルで入ってきますので、当課だけのこの9名の報告会というのも別途やる必要があるということで、今、係長と一緒に相談をしています。

○仲委員 9名の水産農林課の協力隊を全て把握して、いろいろな助言もして、ミッションを成功させるというのは物すごく大変だと思います。それは、当然、三つに分けたとしても担当が違うと思うんですけど、そこらの担当がうまくいくような方向性というのは、どう考えていますか。

○芝山水産農林課長 最終的に、一次産業での新たな価値づくりというところに関しては、今のところ考え方としましては、やっぱり従来の一次産業のやり方を伸ばしていく、ルーティン的にやっていくというのが一つですけれども、一方では、今、環境価値によって新しい価値を一次産業につけようというところにも力を入れていますので、そこのもうこちらのほうは逆に情報というのは日進月歩の状態ですので、そこはもう常に情報共有をしていかないと、もうどんどんどんどん遅れてしまうという状況です。

今、当課の体制は四つの係があるんですが、この四つの係はもうちょっと職員数も減ってきていることもあるんですが、もう一つの課の仕事を協力し合わないと、現場のほうを回していけないような状況ですので、その辺りのふだんからの四つの係の情報の交換とか協力体制というのはできているのも、今後ちょっとうまくもっと活用できると思っています。

○南委員長 他にございませんか。

○中里副委員長 6年度の予算書の137ページで、木材需要拡大事業についてなんですが、これは主にどんな事業をされています。すみません、言っていたら申し訳ないです。

○芝山水産農林課長　この事業は本来、本来というか、去年までは新築の尾鷲ヒノキを使った構造材とか壁とか、合併浄化槽も当時は、今はもう法律的にも必要になりましたけど、当時はまだなかったので、合併浄化槽を使うとかという、こういう三つの条件をクリアした新築の家に対して30万円の補助をするということで、ずっと継続してやってきたんですが、もう令和2年、私が担当するようになってから2件とかゼロ件とか、そういう申込み自体がどんどん減ってきていまして、一方で、ただ、建築業者さんとかの声を聞くと、リフォームとか畳のところを床をヒノキを張りたいとかという声は多いということで、そこの条件緩和をして、新築は30万なんですけど、リフォームに関して一定の面積、尾鷲ヒノキを使っていれば、床とか壁とかそういったところに使っていれば、5万円の補助を差し上げるということをして、今9件の申込みをいただいているというところですよ。

○中里副委員長　じゃ、主に家を建てる時にというものにということですか、これは。

○芝山水産農林課長　そのとおりです。尾鷲産材の利用促進という事業になります。

○南委員長　よろしいですか。
他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、ないようですので、議案第11号の水産農林課の所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

（休憩　午前11時46分）

（再開　午後　1時07分）

○南委員長　定刻より少し早いですけれども、午前中に引き続き会議を続行いたします。

次に、商工観光課、予算2件、まず初めに、議案第16号、令和5年度の補正予算（第9号）から説明をお願いいたします。

○山中商工観光課長　商工観光課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明をさせていただきます。

補正予算書の8ページを御覧ください。通知いたします。

第3表債務負担行為補正のうち、三木里地区観光トイレ清掃業務につきましては、補正前の額149万7,000円に対し、補正後額36万円とするものです。

その下、三木里野鳥の小径管理業務委託につきましては、補正前の額178万4,000円に対し、補正後額54万円とするものです。

これらにつきましては、債務負担行為額を算出するため、本市が定める仕様によって事業者に見積りを依頼しております。

今回、昨年度との仕様に変更はございませんでしたが、1社に見積りを依頼したところ、12月にお示しし、お認めいただいた額にて提出をされました。しかしながら、見積り額が例年に比べそれぞれ倍以上の開きがあったため、別事業者に見積りを依頼したところ、例年並みの金額で見積書の提出をいただきました。そのため、今般、債務負担行為限度額の減額補正をお願いするものでございます。

本来であれば、当初お見積りを頂いた際に当課としてきちっと精査をすべきところではございましたが、今回、このような対応となり、当初、お見積りを頂いた事業者の方にも御迷惑をおかけすることになってしまいました。申し訳ございません。

続きまして……。

○南委員長 ちょっと、課長。

本来、委員会の予算審査の順序の在り方というのは、どこの課も統一して債務負担行為については一番最後で報告をされておりますので、今後につきましては、十分順序を間違えないようによろしく願いをいたしたいと思います。

○山中商工観光課長 申し訳ございませんでした。

○南委員長 次に、補正の9号のほうをお願いいたします。

○山中商工観光課長 続きまして、補正予算書の38、39ページを御覧ください。通知いたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、補正前の額6,545万3,000円に対し、286万8,000円を増額し、6,832万1,000円とするものです。

内容は、観光施設管理整備事業、18節負担金、補助及び交付金のうち、補助金として夢古道おわせ助成金としまして、286万8,000円を計上したものであります。

本助成金は、2月14日に開催していただいた常任委員会でも御説明させていただきました、夢古道おわせに対する物価高騰対策として助成するものであります。

尾鷲市の指定管理事業であります夢古道の湯は、平成18年の開設以降、市の重

要な資源である海洋深層水を利用した市の最も有力な集客交流施設として、株式会社熊野古道おわせにより運営されるとともに、現在では市内唯一の温浴施設として市民の方に御利用いただいております。

夢古道おわせの管理業務については、毎月実施している社内監査に担当課が立ち合い、適正に進められていることを確認しているところであります。その際、原油や天然ガスなど物価高騰の影響による光熱水費高騰や、コロナ禍以降の来客数減少の相談も受けており、改善に向けて話し合いを行ってきました。

さらに、人件費やリース料の見直しに努めるとともに、施設単独イベントや県立熊野古道センターなどとの共同イベントを開催することで、施設だけではなく、向井地区全体の集客にも努めてきました。しかしながら、こうした取組にもかかわらず、光熱水費の高止まりはなかなか改善しておりません。

担当課としましては、夢古道の湯は、先ほども述べさせていただきましたとおり、観光集客施設としてだけではなく、本市唯一の温浴施設として多くの市民の方に利用いただいていることから、引き続き指定管理施設として運営を継続していくことが市民への利益につながると考えております。

常任委員会資料 1 ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市と株式会社熊野古道おわせが結んでおります協定書の抜粋でございます。

第 2 2 条のリスク分担において、管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項の分担については、別記 4 「リスク分担表」のとおりとするとあります。

2 ページを御覧ください。

別記 4 「リスク分担表」の上から 4 段目、種類、物価、内容、経済動向による物価変動については、市、指定管理者の協議事項との定めに基づき、何度も協議の場を持ってまいりました。一方で、物価高騰の影響についての調査も並行して行ってまいりました。

3 ページを御覧ください。

本助成金の支出の根拠としましては、質疑でもお答えさせていただきましたが、地方自治法第 2 3 2 条の 2、寄附または補助において、普通地方公共団体はその公益上、必要がある場合においては、寄附または補助をすることができると規定されております。

また、市においては、尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理者光熱水費高騰対策助成金支給規則によるものであります。

夢古道おわせ以外の指定管理施設については、指定管理料に光熱水費を含めており、かつ指定管理料の変更についても定めているため、協定書による対応が可能です。

夢古道おわせについては、指定管理料の使い道として光熱水費を対象外としているため、支給規則を定め、助成金として支出するものです。また、指定管理者への助成は今回 1 回限りとし、今期におけるさらなる助成は行いません。

今後の夢古道おわせの指定管理につきましては、来年度に実施いたします令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間の指定管理者の募集を念頭に、民間事業者による指定管理での運営の場合と、市が直接運営を行った場合の比較検討を始めております。

指定管理者制度と市直営、それぞれの運営方法で、住民サービスの向上や経費の削減の効果にどれほどの違いが生まれるのかを、様々な角度から分析を試みているところです。

その中には、指定管理料の対象経費や協定内容の見直しも含んでおり、これらを踏まえた上で施設運営に適している方法を見つけ出し、市の重要な観光資源であり、海洋深層水を利用した市内唯一の温浴施設を訪れていただいた皆様に喜んで利用していただけるよう、努めてまいります。

6 ページを御覧ください。

上の表については、電気、ガス、水道使用料が、物価高騰によってどの程度影響が出ているかを検討したものです。その結果、表の右下に記載の約 2 8 6 万 8 , 0 0 0 円の影響が出ていることが分かりました。

本来であれば、年度ごとに補助をする形が望ましいとは思いますが、今回については指定管理者に対する緊急的な助成という意味もあり、将来の上昇見込額を積算した上で、その額を助成相当額として支出するものです。あくまでも、今期の指定管理期間の中でトータルとして必要な金額として算出をさせていただいております。

水光熱費の高騰は、指定管理者の努力だけでは吸収することが困難な事態となっているため、担当課といたしましては、この金額を助成したいと考え、補正予算として計上させていただきました。

以上が、商工観光課における令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）に関する説明でございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 課長、この今の資料の 3 ページの助成金支給規則ですか、について

もうちょっと説明していただいたらどうですか。

○山中商工観光課長 それでは、助成金支給規則について御説明をさせていただきます。

まず、趣旨といたしましては、原油価格及び物価高騰等の影響を受けた尾鷲市地域資源活用総合交流施設、いわゆる夢古道おわせの指定管理者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、物価高騰による光熱水費の助成金を支給することに関して必要な事項を定めるものでございます。この規則における光熱水費とは、電力、ガス及び水道の利用料金を指しております。

対象事業者としましては、指定管理を行わせる尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により指定を受けている者としております。こちらのほうが、現在では株式会社熊野古道おわせに当たります。

対象経費としましては、助成金と対象となる経費は、指定管理者が市町から指定をされた管理を行う期間、今回においては、令和4年から令和6年までの期間において、指定を受けた管理施設の設備に使用するための光熱水費としております。

ただし、国、県、その他団体等からの他の制度による補助金等の交付を受けている場合は、交付金額の差を対象とするとしております。

助成金の額につきましては、助成金の交付の申請時点における指定管理施設の全指定管理期間、これにつきましては、令和元年から3年までの期間における光熱水費の年度の平均額を、交付の申請時点における年度の光熱水費の実績額及び見込額から算出した当該年度の光熱水費の支払い額、並びに、翌年度以降、指定管理終了までの光熱水費の年間見込額からそれぞれ差し引いた額の合計金額としております。電気、ガスについても同様の形で算出させていただきます。

支給の申請におきましては、申請書及び請求書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するとしております。

(1) として計算書、(2) として支払い実績が確認できる書類として領収書や支払い明細書です。

(3) として支払い実績のない月におきましては、現在の支出額や積算の根拠とした資料を添付して、見込額を算出できる書類としております。

その2としまして、申請は、現指定管理期間中1指定管理者につき1回限りとしておりますので、先ほど御説明させていただいたとおり、今指定期間中に関しては今回の1回限りという形でさせていただきます。

以上が、簡単ではございますが説明となります。よろしくお願いいたします。

○西川委員　　今、さも正しい説明を聞きましたけど、この夢古道おわせのこの年度契約書、これ基本協定書、これ僕、情報開示を取りました。

まず、質問ですけど、今これ、ページ数が出ていますよね。この協定書にページ数は載っていますか。これ、ページ数を書いてなかったら幾らでも差し替えできるということなんですけど、ちょっと返答をお願いします。

○南委員長　　協定書にそのページ数を書いてない訳は、ただの落としなのか、そこら辺を明確に、まず。

○西川委員　　今の委員長の発言は、議事進行上、大事なものですか、それとも自分の私見なんですか。

○南委員長　　議事進行じゃなしに、西川さんの質問に対してのお答えを求めたわけ。

○西川委員　　発言するときは、議員規則 117 条に従って、各委員の許可を求めてください。

○南委員長　　分かりました。

じゃ、すみません、今、先ほどの言った私の問いはよろしいですか、あの問いで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　よろしいという確認をもらいましたのでね。

お願いします、答弁のほう。

○山中商工観光課長　　基本協定書等については、ページ数は入っておりません。

○西川委員　　では、年度協定書は。

○山中商工観光課長　　年度協定書も同様でございます。

○西川委員　　入っていない理由を教えてください。

○山中商工観光課長　　協定書を結ぶ場合、契約書と同様につづった上で割印を押しさせていただいておりますので、途中で差し替えるとなりますと、そのページ自体を全て破棄するような形になっております。そのため、途中の修正が不可能と考えてページ数を入っていないものとなります。

○西川委員　　非常に見にくいです。説明するにも、これ見にくいですよ。何ページですと言えないから。

ほいで、僕、質疑しましたよね。助成金の内訳と計上根拠についての説明を求めたところ、地方自治法 232 条においてできるってなっていますが、この基本協定書と年度協定書を見ると、そういうこと一切書かれていませんけど、それどうなんですか。

○山中商工観光課長 協定書に記載がないので、今回、助成金として支出をさせていただきたいという形で補正を上げさせていただきました。

○西川委員 協定書に書かれてないものを、何でそうやって上げてくるんですか。じゃ、何のための協定書なんですか。後からリボで幾らでも出るんですか、これ、ちょっと聞きたいけど。協定書にないものを、だったら後から何でも付け加えりゃ出るんですかということをお願いしておく。

○山中商工観光課長 今回の予算につきましては、物価高騰による経済的な負担が大きいということを判断させていただいて、特に助成金として支出をさせていただきたいというふうに上げたものです。

○西川委員 これに書かれてないものを、なぜ出さなアカンのですか。ほいで、ちょっともう一つ言わせてもらいますけど、さっきから3回ほど言いましたよね、尾鷲唯一の温浴施設、これ、休んでおっても市民は自分の風呂に入ったらええわけでしょう、別に。どうしてもなけりゃならないというわけでもないでしょう。

ほいで、この前の質疑で、協定書の尾鷲で一番の唯一の温浴施設、健康公衆衛生、ならば、なぜ健康の管理ができておるところなら、最近この間、レジオネラ菌が出てどうたらこうたらするんですか。唯一の交流観光施設に、バイブズミーティングでタトゥーを入れた方をたくさん入れていますよね。市民の人がもうそれ、見ています。熊野古道の湯には何か書かれていませんか、そういう条件は。温泉ならば書かれていると思いますが。

○山中商工観光課長 熊野古道には、そもそもタトゥーの方は入浴を禁止するというふうに記載はございます。

バイブズミーティングのときには、ハーレーに乗っている方はタトゥーを入れている方が多いということで、特別に指定管理者のほうとも話をさせていただいて、特に夕方以降、9時以降を中心としてタトゥーの方の入浴をお認めいただきました。

○西川委員 特別にって言うんやったら、こんなもん何にも要らんわけやないか、そんなもん。何でも特別にって言うんやったら、墨が入っておるもんでも入れるんか。

○南委員長 西川委員、もちっと静かにお話をしてください。

○西川委員 そういうことでしょう。何でも特別に特別にって、こんなもの要らんですよ。こんなもの要るわけじゃないですよ、特別に特別にって言うんやったら。でしょう。何で古道の湯だけそういう付度をするのか教えてください。

○山中商工観光課長 別に付度というわけではなくて、先ほども何回も御説明さ

せていただいております、あそこが市の一番の観光集客交流施設の核となっておりますし、先ほど繰り返し要るのかおっしゃられましたが、市内唯一の温浴施設としてあそこに入ることを楽しみにしている市民の方もいらっしゃる、市内外の方もいらっしゃるということで、今回、物価高騰による助成ということで助成をさせていただきたいということでございます。

○西川委員　それを別になかっても、しょっちゅう休んでおるんやから、不具合があって修理とか、なかっても苦情を言うてくる人おらんでしょう。ただ、自分らがこれを認めてあげたいからそういう適当なへ理屈をつけるだけで、話がごちゃごちゃになっていくんですよ。

何でも今回だけ特別に今回特別に、これ一切書かれていませんよ。見ないって書いていますよ、何度も見ましたけど。見ないって書いておるものを、何であんたらそういうふうに見ようとするんですか、これ。

○下村副市長　一般質問でもお答えいたしました、協定書の中にリスク分担表がございまして、その中で経済動向による物価変動については協議事項というふうになっております。

他の指定管理者の場合、指定管理料の変更ができるという項目がありますが、この夢古道の地域資源活用総合交流施設の管理に関する基本協定の中には、光熱水費は見ないというふうなことが書かれておりましたので、物価変動に関しては協議事項ということで、指定管理料を変更する項目がないので、今回は助成金という形で規則をつくって、それで助成するというところでございます。

○西川委員　それ、何ページ辺りにありますか、基本協定書のリスク分担表で。

○山中商工観光課長　基本協定書の後ろから3ページ目になると思いますが。

○西川委員　経済動向による物価変動、協議事項でこれでは書かれていますよね、基本協定書では。では、この年次協定書で終わりから2枚目、何て書かれていますか、これ。水道光熱費の上の給水光熱費。

○下村副市長　先ほども言いましたように、協定書の中では、水道光熱費は対象外となっておって助成ができないと。物価高騰に伴う助成は協議すると書いてあるのに、光熱水費については助成しないことになっておることから、他の指定管理者は指定管理料の変更ができる。ただ、温浴施設につきましては指定管理料の変更ができないということですので、今回、助成金の規則をつくって助成するということに。

○西川委員　ここに対象外ってきちんと書いてあるじゃないですか。ただし、海

洋深層水及びその運搬は対象と。では、何でもここを対象外って書くんですか、これ。ここにも協議するって書いておりゃ話は分かるんですけど、なぜそういう後から取って付け加えたようなことばかり言うんですか、これ。

○下村副市長　先ほどからお話しして説明していますとおり、他の指定管理の協定書では指定管理料の変更ができると。ただ、この温浴施設については、協定の中に、先ほど西川委員が言われましたように、光熱水費は除くとなっておって助成ができないということです。この協定にも不備があるので、今後、来年度以降、再来年か、7年からの変更に対してこの協定書の見直しも当然必要になるということで、今回は経済動向による物価変動に対応すべく規則を制定して審議するものです。

○西川委員　それは7年度にすればええわけでしょう、その、あれは。他の指定管理にはそれは協議するとなっておるけど、これにははっきり対象外って書かれておるんだったら、これは7年度まではこれでやってもらうから、最悪この6月まではこれでやってもらわな困るわけでしょう、もうここで記載されておるんやから。課長、答えてよ。

○山中商工観光課長　西川委員がおっしゃられます年度協定書のほうにおける給水光熱費につきましては、指定管理料の対象となる経費に含むか含まないかという形の記載になっております。

今回の助成につきましては、リスク分担のほうの協議事項、先ほど副市長もおっしゃれましたが、経済動向による物価変動による協議事項という項目にて助成したいというふうに考えています。

○西川委員　どこに書かれていますか、そういう1文は。この協定書の中にその1文は、どこのページに書かれていますか。

○山中商工観光課長　基本協定書のほうになります。第22条のところになります。リスク分担、先ほども御説明させていただきましたが、第22条で、管理業務を実施するにあたり支障を生じるおそれのある事項の分担については、別記4「リスク分担表」のとおりとすると記載をしております。2で、前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、リスク分担を決定するものとするとうございます。

これに伴い、先ほどの別記4「リスク分担表」による経済動向による物価変動が、協議事項に当たるというふうに取りまして……。

○西川委員　長々とあたるじゃなく、はっきりと書かれておるページを教えてください。

ださいよ。あたると取られましてって言われても、それが当たるのか当たらないのか判断するのは市民ですから。

○山中商工観光課長 それでは、基本協定書の第22条、リスク分担です。

○西川委員 こっちに、年度協定書には何でちぐはぐなことを書いておるんですか。年度協定書の中にあれ、書いていますか、それ。

○山中商工観光課長 そもそも基本協定書をベースとして年度協定を結んでおりますので、基本協定書は前提にあるというふうにしてつくっております。

記載に関しましてですけれども、先ほどの指定管理の対象経費のところ、給水光熱費が対象外であるというふうになっておりますが、これは先ほども述べさせていただいたとおり、あくまでも指定管理料の対象となるかどうかということについてです。

○西川委員 それをきちっと書かれていないのに、そう無理くりやるからおかしいんですね。

これ、あと、おかしいのは、令和4年度、773万9,000円でいきますよね、いっていますよね、予算。令和5年度が、4年度も5年度も928万6,000円です。いっていますよね、5年度、6年度が。だから、4年度は154万7,000円安いんですよ。なぜですか、これ。

○山中商工観光課長 令和4年度につきましては、4月、5月が指定管理のほうから除外していたため、指定管理は6月からという契約になっている分、金額のほうが変更になっております。

○西川委員 それとまた、あと、タトゥーの問題を聞いていませんけど。

○山中商工観光課長 タトゥーに関しましては、先ほど御説明しました、バイブズのときに特別にという形で協議をして、入浴可というふうにさせていただきました。

○西川委員 では、尾鷲市内の市民で入れ墨を入れておる方、特別に入れてもらえますか、市民ということで。

○山中商工観光課長 バイブズのときに特別にという形で、ホームページ上でも記載をたしかさせていただいたと思うんですが、入浴を可というふうにしております。

○西川委員 バイブズのための温浴施設ですよ、それやったら。尾鷲市民のための唯一の温浴施設って言うてるから、尾鷲市民の墨が入っておる人は入れんのかということを聞いておるんですよ。

特別に特別にって言うんやったら、何でもありやないですか。何にもルールもないじゃないですか。どうですか、これ。

○山中商工観光課長 バイブズの場合は、また西川委員からお叱りを受けるかも分かりませんが、全国から大勢のバイカーの方が来られる、当然、2泊3日の行程で来られる方もいらっしゃるということで、入浴を可というふうにさせていただいたものでございます。

○西川委員 では、特別に今回、夢古道さんも、契約書に従って特別に契約のほうを履行していただきたい。こんな暴挙ですよ。

○加藤市長 委員のほうからいろいろ御質問等、御意見も頂戴しましたんですけれども、今回のこの夢古道おわせへの助成ということについては、正直申しまして大変イレギュラーな話でございます。

まず、ただ、この事業を行うに当たっては、まず中核になるこの夢古道の湯、これを何とかやはり尾鷲市としても、先ほど来からおっしゃっていますように、私もやはり交流観光施設の唯一の施設、大きなものであると考えておりまして、その中からどうしてもやっぱりこの夢古道の湯というものについては、海洋深層水も先ほど申し上げましたような特徴もあって、これをどんどんどんやっぱり打っていかなきゃならないという使命がございます。

そういった意味からもあって、事業に非常に予測困難な状況が出た場合において、一定の助成をさせていただきたいということで、予算を上げさせていただいたんです。今回の大きな趣旨というのは、そういうところでございます。何とか交流施設を維持していきたいというところでございます。

○西川委員 交流施設を維持していきたいのであれば、直営でやるか、自分ところでやったら、市民の方もこの追加の二百何十万って、そうか、それだけ要るのかというふうに思うのしょうけど、指定管理として示しがつかんから僕は言うておるんですよ、これ。

じゃ、僕も僕もって、私も私もって、指定管理の人がこの契約書に協定書にない文献を次々上げてきたら、それを全部、今回だけ特別に今回だけ特別にって、そんな尾鷲、お金を余っておるわけじゃないでしょう。今回だけ特別にとか、尾鷲唯一の温泉施設とか、何とかこれをあれしたいというんだったら直営でやるべきですよ。どうですか。

○下村副市長 私ども執行部といたしましても、やはり今回、協定書にないではないかということを、かなり協議させていただきました。

西川委員御指摘の、この年度協定書の指定管理料対象経費判断基準の中でも水道光熱費は対象外となっておりますが、下のほうの米印にありますように、指定管理料の対象となる経費の判断はこの判断基準によるところとしていますが、内容によっては協議の対象としますという文言もあり、基本協定のほうでも協議事項となっていることから、この協定書による指定管理料の変更は契約期間中は難しいと思われませんが、経済動向による物価変動については規則を設けて支援する方法があるのではないかとということで、今回予算計上させていただきました。

○西川委員 対象外ってなっておるものを、米印とかその特定の、それだったら最初から協議すると書いておきゃええじゃないですか、ねえ。

○加藤市長 結構、この協定は縛りを入れた協定になっています。ですから、先ほどもお願いしていますように、今回の場合は特にこの予測困難な状況と我々は捉えて、要するに助成金として取扱いというお話でございます。

○西川委員 予測困難なことって言っても、それでもきちっとこういう協定書があるんですから、それに何を付度するんか分からんけど、もうルールはルールで守らんと、これ市民が黙っていませんよ、多分これ、おかしい使い方するって言うて。協定書に書いてないんやから、それを見ないってなっておるんやから。幾らへ理屈みたいなこと言っても、絶対これ市民の方が、皆さん聞いてもらえば多分納得してもらえenと思いますよ、これ。こんなの一々見ておったら、もう市直営でやるか、これ来年度からそれを見ますと言うんなら分かるけど、これ6月までやってもらうのも私は納得いきません。

○南委員長 ちょっと待ってくださいね。

今の、先ほど西川委員さんから委員長の発言に対して御指摘がございましたけれども、私の委員長の発言として皆さんに一々許可を取るということは、議事進行上、非常に難しいことだと思いますので、委員長の発言は、議事進行と委員会の裁量権ということで御理解をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○西川委員 度を越えた発言はやめていただきたい。そもそも、一番最初に南委員長が、これを認める方向で、皆さん、協議してくださいって言ったことを忘れていないですよ。

○南委員長 私は、個人的には今でも、夢古道おわせは底支えすべきだという考え方は変わっておりません。個人的にですよ、あくまでも。覚えております。

○濱中委員 今説明したものの別の質問でよろしいですね。

○南委員長 はい。

○濱中委員 ８ページの債務負担行為の補正についてなんですけれども、この商工の債務負担行為の補正のこの額の大きさ、これ、恐らく１２月に上程する時点で先ほど説明した作業を行わなければいけなかったものを、上程後にそれに気がついて今回やったという手順でよろしいですか、まず。

○山中商工観光課長 濱中委員おっしゃるとおりでございます。

○濱中委員 これ、債務負担行為に出てきたのが初めてやったので、１２月の審査のときにも気づかなんだこっち側もちょっとうっかりかなとは思いますが、さっき冒頭の説明で、業務量が仕様がかわっていないと言いましたよね。業務量は同じということですか、この金額、見積りがこんなに３倍も４倍も違うけれども、業務量は同じなんですね。

○山中商工観光課長 業務量は変わっておりません。

○濱中委員 業務量がかわらないのに、こんなに金額が多くなったということの要因は分析されましたか。

○山中商工観光課長 人件費等が上がっているということ、それと、あと、業務実施に係る機材のリース等が含まれているというところが、主な要因だとは考えております。

先ほども御説明させていただきましたが、本来であれば見積書を受け取った時点で適正に、あるかどうかという内容を精査するべきところでしたが、そこを怠っていたというところで、私のミスでございます。

○濱中委員 人件費とかでここまで上がるとはちょっとあれなんですけれども、この３６万円、今回補正として出てきた額というのは、前年度までとほぼ同じぐらいというふうに聞きましたけれども、前年度までの事業内容で十分というか、満足できる事業ができていた、それとも足りないから増えた、その辺りがちょっとどういう判断やったのか、十分この金額でできる範囲の業務量というふうな理解でよろしいですか。

○山中商工観光課長 業務量としては前年度までと変わってはおりませんので、十分にさせていただける、きれいに清掃をしていただいている内容であると判断をしております。

○濱中委員 手順のミスというふうにも言われましたけれども、経費は少なく抑えられるんやったらそれにこしたことはないので、少なく補正されることには理解をするところかなとは思いますが、やっぱり精査をする中で本当に必要なの

かどうかということをごとういうふうに見せられると、ほかの精査も大丈夫かなというふうにおわれてしまいます。やっぱりその関係性というのもありますので、気をつけていただきますようお願いします。

○山中商工観光課長　先ほど濱中委員おっしゃられたように、確かに今回に関しましては、当初お見積りを頂いた段階で、きちっと私どものほうで内容についても精査をするべきところでした。

ただ、これまでの流れのままで見積りを上げてしまったという点、あと、内容について変更点がないのに、じゃ、なぜ金額が上がったかという点についてきちっと精査をしていなかった点が、今回のこういった不手際になっていると思います。

これにつきましては、私のほうで、当初見積りを頂いた事業者の方、あるいは、後で見積りを頂いた事業者の方、それぞれに併せておわびをさせていきたいと思ひます。申し訳ございませんでした。

○中村委員　光熱費のところに戻りたいと思うんですけども、尾鷲市地域資源活用総合交流施設光熱水費高騰対策助成金支給規則というのは、これ、いつ決められましたか。

○山中商工観光課長　施行規則が2月27日に施行をするという形でさせていただいております。

○中村委員　2月。

○山中商工観光課長　27日。

○中村委員　2月27日にこれをするというふうにするときに、どうして2月14日のときにこれが出てきていないんですか。

○山中商工観光課長　前回、2月14日の委員会のときには、まだ内容についていろいろ精査をしているところでしたので、御提示をすることができておりませんでした。申し訳ございません。

○中村委員　それを後出しじゃんけんっていうんですよ。法律上は、絶対に認められない行為なんですよ。これ、まず基本協定書がありますよね。その基本協定書の中に、5条の3項に年度協定を結ぶって書かれていますよね。そのほうが先なんですよ。年度協定を結ぶって書いて、その年度協定が去年の4月1日付で協定書が判を押されていますよね。ということは、その時点で光熱費は対象外なんです。ですよ。

それで、この夢古道からの要望書が出たのはいつですか。

○山中商工観光課長　11月24日でございます。

○中村委員 それでは、要望項目を読んでもください。

○山中商工観光課長 要望項目としましては、光熱費高騰、コロナ禍等急激な経営環境悪化に伴う一時金の給付のお願いについて、2として、夢古道の湯のガス料金を指定管理料に含め、増額をお願いすることについてでございます。

○中村委員 ここの要望には、ガス料金を指定管理料に含めてほしいという要望が出ているんですよ。言葉をよく読んでもください。助成して欲しいなんて書いてないです。これを管理料に含めてくださいという日本語は、来年度の年度協定においてこれを含めてくださいという意味であって、これをこの年度中に助成して欲しいという日本語はどこにも書かれていません。

にもかかわらず、これを委員会に2月14日に出した時点で、尾鷲市はまだこの自分たちが決めていませんよね。ほんで、その後にこの規則を決めているんですよ、後出しじゃんけんです。ですから、この規則の前に、これの前につくっているならまだしも、この後ですので、これは認められません。ですから、年度協定書が生きてきます。

助成金についても、これが出せるというんやったら、6年度に出すべきです。それなら話を通じます。

間違わんとってくださいね。私は、夢古道にお金を出したらあかんって言っているんじゃないんですよ。これ、一番の問題は、そもそも指定管理料、一旦下げていますよね、当初から、何年か後に。そやから決算を見たら、これの前のときは700万ぐらいしか入っていないんですよ、年間。ほんで、また900万ぐらいになっているんです。それでも、一旦余力のあるときに下げておいて、足らんからまたぼーんって戻すというやり方自体がおかしいんですよ。

そやから、何でもその場に出てきたときに、後出しじゃんけんで規則を決めて出す出すというやり方は法的に無理ですし、フェアじゃありません。ですから、今回これを出すべきではないんです。だから、6年度に出してください、出すんやったら。これは、この規則自体が違法ですよ、これ。

○下村副市長 先ほどから申し上げますように、11月に要望が出てきて、私たちもこの協定書をずっと精査しておりました。その中で、光熱水費は出せない、水道光熱費は対象外という欄があるからできないのじゃないかという意見も出ました。

そういった中で、リスク分担表の中に経済動向による物価変動は協議事項、それと、年度協定の判断基準の中にも、指定管理料の対象となる経費の判断はこの判断

基準によることとしますが、内容によっては協議の対象としますという欄があるということで、じゃあ、協定に伴って指定管理料を変更できるのかというと、この協定書ではできないと。なら、支援する根拠は何かというと、助成金という方法しかないということで、助成金の規則をつくる。そして、他の指定管理団体と違って協定書に不備があるということも踏まえて、次回に見直しを図る。今回は緊急支援ということで他の自治体も出していますので、こういう助成金という形を取らせていただいたということでございます。

○加藤市長　中村委員のほうから反対しているわけじゃないと、ありがとうございます。

ただ、この手続と根拠を我々はきちんとやっぱりやっておきたかったと。我々が、要するに、この議会に上程する際については、やっぱり法的な根拠とか一応協定に基づくいろんな根拠、そういったものをきちんと我々で根拠を取るということによってやらせていただいておりますので、その辺のところを御理解いただきたいと。

先ほどの指定管理料の話でございますんですけども、令和４年度に七百何万か下がっております。下がっておりますのは、２か月間休業していましたので、全体の九百何万かの中の１２分１０をお支払いして、お互いに協議しながら１２分１０をお支払いして、令和５年度は元に戻って九百何万の指定管理料でやっている。こんなあれでございますので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

○中村委員　これの一番の問題は、４月１日付で年度協定書を結んでしまっているんですよ。ほんで、何が問題かって言ったら、協定書を結んだときに読んでいないわけですよ。ほんで、向こうが読まんと判こを押したということは、もうそれ瑕疵なんですよ、もう駄目なんですよ。

何ぼ後で、すみません、読んでいませんでした、変えてくださいって言っても、契約書というのは一旦結んでしまったら、この内容を読んでいないほうが悪いんです。ですから、これを尾鷲市執行部としては、ちゃんとこれを書いて向こうに出しているわけですよ。

契約書というのは、特記仕様書と一緒になんですよ、最後の最後まで読まなアカんもんなんですよ。それを読まんとサインしたんやから、今年度は諦めてください。そやから、それについて、いろいろなこんな後出しじゃんけんで規則をつくって出せるようにすること自体がおかしいんですよ。こういうことをしていると、尾鷲の執行部に対する信用がゼロになるんですよ。後出しじゃんけん、後で何ぼでもつけて、これを出すようにわざわざ要望書が出てきて、要望書にすら、これ、別に助成

金を出してくれて書いてないのに助成金で出します。もうそのときに、今年度は契約書がもう判こをついてんねんから諦めてくださいって言わな駄目なんですよ。

これ、市長にお答えいただきたいんですけれども、市長として、これ、何で向こうに諦めてくださいというのが言えへんかったんですか、お答えいただきたいと思っています。

○加藤市長　要望書の内容は2か所ございまして、指定管理に関することと、全体の非常にこういう電気料金等々の高騰とか、今の経済環境を考えたときに、助成とは書いていませんけど、一時金の給付というような形の中で何とか助けてえなというような話だと私は解釈しております。

この件については、申し上げておりますように、だから、例外的な事項ということで冒頭に申し上げさせていただきました。今回の場合は、予測困難な状況であると我々としては判断したと。当然のことながら、光熱水道については、一応、原則は出さないけれども、例外的にいろんなものがあつた場合に例外事項として記されていると。

本協定についても、この物価高騰においては、お互いの協議事項というリスク分担になっている。その辺をいろいろと話し合いしながら、何といっても最終的には、この夢古道、要は継続し事業を続けていかなきゃならない、それは何のためなのか、やはり交流人口を高めるがための要するに唯一の施設であるということ、そういう判断の下で、こういうお願いを、助成をお願いしたいという上程をしたと。

要は、いろんな御批判、いろんな夢古道の湯に対するいろんな市の考え方に対して、いろんな皆さん方の助言をいただいたり御意見をいただいたり、もう本当にこの指定管理についても、要するにこうなったら市管理でやったらええやないか、いろいろ、今そういうことについても要するに検討しながら、どうやってこの夢古道の湯を、要するに本当の交流人口を高めるがための大きな施設にしていくがためにいろいろと検討しながら協議し、検討していきながら何とかそういう施設にしていきたいという思いは十分持っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

○中村委員　ウクライナの侵攻が始まって今何年目ですか。去年からもう既に電気、水道、全部、水道はまだ上がっていないけれども、高騰しているんですよ。それを予測できないとか予測不能なんていうことを言わないでください、お願いですから。予測できていました。これは、去年の4月の時点でもう十分予測できていたことを、この協定書で書かれる前にちゃんと読んで、これを外してくれて言わな

あかんのですよ。

そやから、協定書ということについて、そんなにばかにしたら駄目でしょう。ほかの協定書、すごい大事にしているじゃないですか。せやけど、今、予測不可能やったとおっしゃいましたけど、一体どこが予測不可能やったんですか。御存じでしたよね、去年、おとしから。2年ですよ、コロナじゃないわ、ウクライナ侵攻から。それについて、予測不可能やというのはどういう理由でおっしゃったのか、お答えいただけますか。

○加藤市長　予測不可能じゃなしに、予測困難な状況でしたという。言葉は非常に重要ですから、私は予測不可能とは言っていない、予測困難だと。そして、結構リスクを超えたこういう予測困難な状況として私は捉えましたと。だから、というようなことなんです。

それで、この協定書は令和4年度からスタートして、4年度前に協定をしておりましたから、それに比べて、4年度、5年度というのはかなり、おっしゃるように、どこでも、ガス、特に電気、高騰しております。そういったことが、要するに協定を結ぶ前の状況の中で予測困難な状況、そして、現にこういう形として現れていると。それで、非常に事業が不可能な状況になっていると。

そのために、我々としては、夢古道の湯の事業はこれから続けていかなきゃならない、理由は何度も申し上げましたとおりでございます。そのために何とか助成ということをしていかなきゃならないという思いで、今回、上程させていただいたというところでございます。

○下村副市長　電気代等の高騰は、令和4年度に始まりました。4年度9月補正、12月補正では、市のいろいろな施設の電気代の高騰に対して補正予算を計上させていただき、お認めいただき、令和5年度の当初予算においては、その4年度の高騰分を見合って、20%程度の光熱水費の上昇分を予算計上させていただいたということで、光熱水費の高騰は4年度から始まったということは、こちらも十分理解しました。

その上で、4年度の高騰分を温浴施設が見ていなかったということで、我々としても、もう4年度は終わってしまったが、5年度、6年度についてはそれなりの助成が必要という判断に至ったというわけでございます。

今回、リスク分担の22条にある、不測のリスクが生じた場合は甲乙協議の上と、これにのっとって予算計上させていただいたものでございます。

○西川委員　では、特別にこうしましょう。委員は寄附できませんよね、議員は。

寄附はできませんよね、寄附行為は禁止されていますよね。特別に寄附行為を許可して、これを認めてあげたい議員さんの報酬から払ってあげてください。夢古道を助けるために。私は市民感情、それだったらあれだと思いますよ、市民感情が納得すると思います。

○中村委員 何度も言います。令和４年のときの電気の単価がキロ当たり２９．８円、５年度に２１．８円下がっているんですよ。これ、令和５年度の４月にこの協定を結んでいるんですよ。４年度に２９．８円で、ガスも、あれも高いと思ったんやったら、この協定を結ぶ前に話をせなあかんのですよ。値段は下がってきているわ、４年度分を５年で見るということ自体がおかしいし、どうしても見てあげなあかん、見てあげなあかんということは、おかしいんですよ。

だって、そのために４月１日付で協定を結んでいるんですよ。４月１日の去年、令和５年４月１日時点で、令和４年度ですごい光熱費が上がってんねやったら、その時点でこれをどないかしてくださいって言わなあかんのですよ、それが企業であり業者です。

せやから、それを見いひんと後でこんな規則つくって、後出しじゃんけんは絶対にしたらあかんのです。せやから、次の年度で違う形で見ればいいじゃないですか。これをこうして見ろということ自体が、もうその協定を無視して後出しじゃんけんの規則つくって、規則があるからこれはいける。違いますよ、こんなことしているということ自体、尾鷲市が執行部の行政体としてなっていないということですから、これはもうぜひやめてください。もう今からでも、これ出すのをやめてください。恥ずかし過ぎます。

○加藤市長 委員御指摘のとおり、令和４年度はかなりの要するに損失を出しております。それを言ってきたら云々というような話なんですけれども、言ってこなかったということは、かなり耐えていたんじゃないかなという私は予測しております。何とか何とか、そういう話ね。

ただ、協定書云々の中で、先ほど来から副市長がきちんと説明させていただいた中で、もう協定書は協定書なんですけど、これは原則としてこういうものであると、その中で例外的なそういう話で、困難な状況に入ったとかいろんな状況があった場合には、協議するというような形のものになっていて、ほんで、年度協定書についても、こういうことは原則は駄目けれども、例外事項としてこういうものが含まれているというような、協議する場はやっぱりお互いにあるわけなんですよ。

そういった中で、今の夢古道の状況を見ていた場合には大変な状況にある、それ

を困難な状況にあるということを申し上げて、予測困難な状況の中にあるということを申し上げていると。

○西川委員　これ、ガス、電気、相当前から、僕たち管内視察のときにあそこで御飯を食べましたよね。そのときに延々と述べていましたよ、経営者というのか、あれの人が。だから聞いていないということは、多分言えんのですよ。これ、ずっと前から僕は聞き及んでいます。

○仲委員　１点は、株式会社夢古道から要望が５年の１１月２４日に出ておるんですね。これが正式に要望書が出たということなんですけど、多分、この要望書が出る前の何か月前か、いろいろな相談があったはずなんです。今、西川委員さんも言いましたように、視察のときからそういう話がありました。実際に。

ということは、４年度の決算が終わった時点で、実は大きな赤字をしておったんです。その情報が多分、執行部、伝わっていますよ。それを対応が１１月２４日、正式に出されたとしても、今出てくるというのは、これは対応がかなり遅い。緊急に経済的な動向が動いておるのに、手を差し伸べるのが１点遅いというのは、これありますね。これはもう事実ですよ。

もう一つは、これはこれでいいんですけど、もともと今協定のことをいろいろ言うていきますけど、募集要領を見ると、指定管理対象経費については別紙のとおりと既についておるんですね、対象外。ほいで、リスク分担表もついています。

一方では、対象外に人件費、燃料しておいて、リスク分担表で経済動向により物価変動は協議します、これはあやふやなんです。これ自体がもう無理。これアウトですよ、これ、どっちみち。しかし、今これで契約しておるもので、もう致し方ないんですけど。

もう一点は言いたいのは、募集要領にその他で、指定期間中に当初合意した指定管理料が適当でないと認められるときは、その変更について協議により決定するとありますよ。ということは、指定期間中３年間の間も、指定管理料は適当ではないということに至れば、協議してどうこうするとありますよ。これでいけば、指定管理料は変えられるんです。

ただ、今先ほど言いましたように、対象外って決めたって協議できるつつうもので、多分、執行部は指定管理料の上乗せを執行したくないということだと思うんですわ。それ、当然だと思うんですね。

普通なら、募集要項に対象外と載せながら、募集要項に沿って協定を結ばないというのは、これは平等じゃないですよ。そういう選択肢はあり得ないということで、

今回は特別というよりも、経済動向は事実認められると。その中で規則を新たにつくって支援をしたいという方向に行ったということですね、副市長。そういうことですね。

ということは、今回のこの支援金は、あくまで臨時協定なり基本協定なり、募集要項に全く関係ないとは言わないですけど、離れた部分で経済動向を考えて支援したということによろしいですか。

○下村副市長　確かに基本となる協定と言っていますが、この協定書にこういった不備があったということで、私どもも協定を変更するのは好ましくないということで、今回は助成金という形で支援をさせていただきたいということでございます。

○仲委員　ずっとこれ見ていますと、夢古道からの要望書の中に、夢古道とか売店等の経費があるんですけど、新厨房というのがあるんですね、新しく建てた厨房、上の。その新厨房の電気代が4年度に65万1,260円かかっておるんですよ。これが毎年かかっていますよ。電気代だけじゃなしに、水道代も多分かかっておる、ガス代もかかっておる、それを積算するといとかなりの金額です。ここは、販売も湯も何もないんですから、収入は上がっていないですね。

今後、要綱を定めるのにこれを指定管理として入れるかどうか、僕はおかしいと思うんですけど、どうですか。

○山中商工観光課長　委員おっしゃる新厨房につきましては、これまでもいろんなところからの問合せもございます。もうちょっと利用頻度を高めるためにも、開かれた形で使わせてほしいというお話もありますので、そういった意見も踏まえて、現在、そういったいろんな使い方ができないかということに関係部署等にも確認をしながら、できる限り多くの方に御自由に使っていただいて、少しでもここからの利益が入りますようにしていきたいというふうに考えております。

○仲委員　この新厨房を指定管理の中に入れるのであれば、電気代、水道代、ガス代、維持管理費を全部市が持つべきですよ、収入がないんですから。ほいで、もうここまでの、次の要綱を見直すに当たり、本来は夢古道の湯というのは、お湯を沸かして皆さんに集客交流の中に入れてくださいという意味の部分が最重要なんです。その経費の人件費とガス代と電気料、水道料が対象外らあいうのはありえんですよ。

ここを根本的に見直して、収入が年間幾らに想定されて、支出は固定費ですから、分かりますよ、お客さんがなかっても湯はたかんなんのですから、これかかりますよ。そういう意味では、根本的にやっぱり見直していただきたいと思いますが、

市長、どうですか。

○加藤市長　御指摘の分については、十分認識しております。いろんな経費の持分云々等についても、やはりこれは入れるべき、これは必要ない、はっきりとしとかなきゃならない。

もう一つは、新しい厨房の話についても、前々から前もたしか濱中委員のほうから一般質問で出されていましたが、やはり本当にあそこをうまく活用しながら活気のあるものにしていかなきゃならない。

一方では、やはりあそこを利益を生み出すような方法ということも、事業としてもやっぱり見ていかなきゃならない。それを夢古道おわせのほうの指定管理に入れるか入れないか、いろんな課題はたくさんございます。

ただ、これは要するに令和7年度に新しく指定管理、これ、切替えの時期でございますので、前々から申し上げておりますように、市営でやるのか、民営でやるのか、そういうことも含めて、経費を市がどれだけ持ってどうするのか、この分について。この辺のところは要するに令和6年度の、いずれにしろ募集するとなったら秋ぐらいからまたしかなきゃないですから、早急にこの辺のところは十分議論しながら、きちんとした指定管理の応募要項をきちんと作り上げていきたいと思っておりますので、御指摘の点は重々認識しておりますので、その辺を踏まえて新たな指定管理制度、夢古道における新たな指定管理制度について、公募要項についてはきちんと協議してきちんとしたものを作り上げていきたいと思っております。

○西川委員　市長の熱意は分かりました。

市長、もう次は、一度直営でやってみたらどうですか、検討とかそういうことを言っておらんと。そうしたら、自分たちがどれだけ頑張ったらどうなるか、まだ予測しにくい物価の高騰に対しても、もっと柔軟に対応できるんじゃないかなと思うんですよ、直営だったら。直営だったら誰も反対する委員さんいないと思いますよ。市唯一の温浴施設というのだけにこだわるのだけは、やめていただきたいなと思います。

今回のこれは絶対に、6月以降ならいいですけど、中村委員じゃないですけど、認めるべきではありません。ルールはルールです。駄目なものは駄目です。そこだけ言っておきます。

○加藤市長　委員のほうから直営でやってみたらというそういう御意見もございますので、そこも含めてどうあるべきなのかということを中心に協議しながら、また御報告させていただきたいと思っております。

○中村委員　この今回つくった後出し規則も、やめていただきたいんですよ。恥ずかし過ぎて、この光熱水費高騰対策助成金なんていうものをつくらなあかんということ自体が、これもう恥なんです。こんなんつくるのやったら、もう売上げが少ないから助成しますぐらいのほうはまだましであって、自分らがつくった規則がむちゃくちゃやもんで、募集要項と全然一致してへんもんをつくりました。ほんで、最後に1文変な文を入れているから、これで逃げ道で逃げ道で、それでも逃げられへんから規則つくりましたという、この後出しじゃんけんの光熱水費高騰対策という助成金自体がもうこれは恥ですので、こんな名前はやめてください。

そやから、もうお金足らんから助成します助成金にでも変えてください。これ、絶対駄目です、この名前は。

○南委員長　答弁はございませんか、市長。

○中村委員　市長、お願いします。

○加藤市長　何とか助成として、我々ですよ、助成としてお願いをしたいということで、今回、補正予算に上げさせていただいたと。後出しじゃんけんどうのこうのとおっしゃいますけど、この事業については継続していかなきゃならない、継続しなければならない、そのためには何とか助成が必要であろうと判断して、今回、こういう形の中で予算を提示させていただいたのを御理解いただきたいと思っています。中身はともかくとしましてね。

○中村委員　継続させたいのと、契約書を守るというのは別個なんです。

こんなんせんでも、新しいその予算にもうすぐ今月中にでも補正つけて、違う形で救ってあげるという方法もあったじゃないですか。それを無理やくたにこの4月1日につくったその協定をほごにして、またこの規則をつくって、もうこういうことを。

救いたいから何でもありじゃないんですよ。だから、救いたいのやったら救いたい方法があるでしょう。お互いに契約書を読んでいなかったから、にっちもさっちもいかへんのやったら、もうそこは諦めるべきです。来年度、考えたらいいいじゃないですか。何か考えられるでしょう、こんな姑息な手が考えられるぐらいやねんから、何か考えられるはずですよ。

せやから、これ、こういうもう本当に後出しじゃんけん、救いたいから何でもありはやめましょう。もう、これは本当にちょっとこの予算を認めたら、議会としてはこれは恥ですから、もうこれはほんま悪いけど絶対認められへん。何があってもこれは認められません。そやから、もう本当に違う手を考えてください。これはひ

ど過ぎます。この後でつくった規則は。

○加藤市長 だから、この件については、先ほど仲委員のほうからもいろいろ御指摘いただきました。西川委員のほうからも御指摘いただきました。ただ、我々としましては、この事業を継続するためには、何とか手を差し伸べなきゃならないという思いなんですよ。その中の、手順、手続の中で一番ベストな方法はこれであろうと。

ですから、指定管理における要するに募集要項の中で、協定書あるいは年度協定書をいじることなく、何とかこの事業を続けるためには多少なりとも手を差し伸べなきゃならないということで、助成金ということで、一応、286万提供させていただいたと、こういう理由でございます。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ここで10分間休憩します。

（休憩 午後 2時20分）

（再開 午後 2時34分）

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

本日の審査はもう商工で終了したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決について、商工観光課の範囲を説明をお願いいたします。

○山中商工観光課長 それでは、続きまして、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。

当初予算書の22、23ページを御覧ください。通知いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料314万3,000円のうち当課に係るものは、2節水産業使用料のうち、深層水使用料220万円と総合交流施設使用料1万円で、いずれもアクアステーションにおける使用料です。

5目商工使用料、1節商工使用料1万円はあすなろ工房使用料です。

次に、予算書の30、31ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金76万2,000円につきましては、1節観光費補助金で、内訳は、南部地域活性化基金事業補助金50万円

は東紀州自転車活用事業に関する補助金、熊野古道伊勢路道標等整備事業補助金 26 万 2,000 円は、市内の熊野古道伊勢路への路面標示シート設置事業に関する補助金です。

次ページを御覧ください。

15 款県支出金、3 項委託金、2 目商工費委託金 99 万 6,000 円につきましては 1 節観光費委託金で、内訳は、近畿自然歩道維持管理委託金 79 万 6,000 円は熊野古道沿いトイレ等の維持管理に係る委託金、県単漁港環境整備事業委託金 20 万円は、三木浦マリンパークの維持管理に係る委託金です。

次に、予算書の 38、39 ページを御覧ください。通知いたします。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入 7,867 万 4,000 円のうち、商工観光課に係るものは、2 節総務費雑入 5,289 万 3,000 円のうち、次ページを御覧ください。D O N E T 負担金 98 万 5,000 円のうち 31 万円が海洋深層水事業に充当するものであります。

5 節商工費雑入 63 万円につきましては、まちかど H O T センター電気使用料 33 万円及びシンポジウム助成金 30 万円で、10 月に開催予定の熊野古道世界遺産登録 20 周年記念事業への岡田文化財団からの助成金です。

続きまして、歳出について説明いたします。

予算書の 150、151 ページを御覧ください。通知いたします。

5 款農林水産業費、4 項水産業費、5 目海洋深層水事業費につきましては、本年度予算額 1,571 万 2,000 円で、前年度比 55 万 6,000 円の増額です。

増額の主な理由は、水質検査委託料の単価の増額及びアクアステーション車両の車検費用によるものです。

財源内訳は、その他特定財源 252 万円は、深層水に係る使用料と一般財源 1,319 万 2,000 円です。

海洋深層水事業の主な予算につきましては、10 節需用費 707 万 9,000 円で、消耗品費 168 万 9,000 円は、アクアステーションの保守点検に伴う脱塩装置等の消耗品、光熱水費 454 万 8,000 円はアクアステーションの電気代が主なものです。

12 節委託料 708 万 1,000 円は、水質検査委託料 203 万 5,000 円、海洋深層水施設機器保守点検業務委託料 443 万 3,000 円が主なものです。

詳細につきましては、担当係長から御説明させていただきます。

○川崎商工観光課係長 それでは、主要施策の 65 ページを御覧ください。通知

いたします。すみません、次のページです。

それでは、海洋深層水事業につきまして説明いたします。

本事業は、平成18年度より、海洋深層水を生かして地域産業の活性化を図ることを目的として、事業を実施しております。

令和6年度の事業といたしまして、利活用促進事業では、より多くの個人、企業に海洋深層水を御利用いただくための仕組みづくりなどを行うこと、そして、アクアステーションの適正な管理と運営におきましては、切れ目のない安定した分水を実施するために必要箇所の修繕等を実施してまいります。

具体的には、より多くの方に利用していただけるよう、通信販売の活用や毎月のイベントなどによるPRを進め、また、ホームページやSNSなどによる積極的な情報発信をすると同時に、市内外の事業者ブランドマークを使っただき、ブランド力を向上させる取組を進めてまいります。

また、施設管理については、原水の分水に加えて、四つの処理水を安定して分水するために、適正な危機管理や事故防止を実施します。

さらに、市制70周年記念事業として、観光振興事業に含まれております観光物産協会への補助事業により、深層水商品に特別なラベル、ロゴを使った深層水キャンペーンを行います。

キャンペーン費用につきましては、ラベル、ロゴのデザイン、印刷代のほか、啓発物品となっており、内容に関しましては、観光物産業界で調整をしているところです。

予算の主なものといたしましては、需用費では、海水淡水化装置等消耗品や電気代、送水ポンプなどの修繕費などで707万9,000円、役務費は、灯浮標の点検などで120万1,000円、委託料として、海洋深層水の水質検査や機器保守点検業務などで708万1,000円です。

令和6年の事業費といたしましては、合計で1,571万2,000円であり、財源といたしましては、深層水使用料220万円、総合交流施設使用料1万円、防災科学技術研究所から灯浮標に係る費用負担として31万円の歳入を見込み、残る1,319万2,000円を一般財源といたします。

海洋深層水事業は以上です。

○山中商工観光課長 それでは、次に予算書の152、153ページを御覧ください。通知いたします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、本年度予算額1,3

５８万３，０００円で、前年度比３３２万１，０００円の増額です。

増額の主な理由は、地域おこし協力隊に係る費用及びＤＸ推進補助金によるものです。

財源内訳は、その他特定財源５０１万円、一般財源８５７万３，０００円です。

内容は、商工振興事業が予算額７９６万２，０００円です。

主なものといたしまして、７節報償費１３９万８，０００円で、地域おこし協力隊への報償費です。

地域おこし協力隊については、４月から募集を行い、下半期からの採用を目指した予算を計上させていただいており、ＳＮＳ等を活用した積極的な市内商工業振興等の魅力発信やＥＣサイトでの販路開拓や、デジタル化の推進に取り組んでまいります。

１８節負担金、補助及び交付金６０６万６，０００円で、内訳といたしましては、補助金といたしまして、尾鷲市中小企業融資信用保証料補給金２３万５，０００円、尾鷲商工会議所及び中小企業相談所補助金３６０万円、尾鷲市地域おこし協力隊活動費補助金１００万円などです。

詳細につきましては、担当係長から御説明をさせていただきます。

○川崎商工観光課係長 主要施策６６ページを御覧ください。通知いたします。

それでは、商工振興事業について説明いたします。

本事業は、尾鷲商工会議所など関係団体と連携し、市内の小規模事業者を対象に経営支援を行うとともに、地域経済活性化に貢献する事業に対して補助金を交付するなど、地域経済活性化を目指すことを目的としています。

事業といたしましては、尾鷲市中小企業融資信用保証料補給金や尾鷲商工会議所及び中小企業相談所補助金、尾鷲市小規模事業者振興資金利子補給金事業を実施するとともに、尾鷲伊タダキ市などへの補助金の交付、商工振興地域おこし協力隊事業を行います。

なお、尾鷲伊タダキ市では、市制７０周年を記念し、イベントの強化を行い、のぼりやポスターによるＰＲを強化し、事業を行っていきます。

主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金として６０６万６，０００円です。

令和６年度の事業費は合計で７９６万２，０００円で、財源内訳は、その他特定財源３６１万円で、あすなろ工房使用料１万円、三重県市町村振興協会市町交付金３６０万円を見込み、残る４３５万２，０００円を一般財源といたします。

商工振興地域おこし協力隊につきまして、資料 7 ページを御覧ください。通知いたします。

商工振興地域おこし協力隊は、人口減少などによる市内マーケットの縮小や後継者不足、PR 方法やシステム化への情報の不足など、各事業者が抱える問題を情報発信を行いながら事業者に伴走型の支援を行うことを想定し、下半期より 1 名の採用を予定しています。

予算といたしましては、商工振興費に報償費 1 3 9 万 8, 0 0 0 円と、活動費 1 0 0 万円の合計 2 3 9 万 8, 0 0 0 円となります。

商工振興事業は以上です。

○山中商工観光課長 次に、予算書の 1 5 4、1 5 5 ページにお戻りください。通知いたします。

産業開発促進事業につきましては、予算額 5 6 2 万 1, 0 0 0 円でございます。

主なものといたしましては、1 8 節負担金、補助及び交付金 5 2 9 万 3, 0 0 0 円で、主なものは、尾鷲市地域経済活性化協議会への負担金 2 9 9 万 3, 0 0 0 円、DX 推進支援補助金 2 0 0 万円です。

詳細につきましては、担当係長から御説明をさせていただきます。

○川崎商工観光課係長 主要施策の 6 7 ページを御覧ください。通知します。

おもてなし条例関係事業であります。

産業開発促進事業は、事業者や関係する団体と連携し、産業開発を推進するとともに販路開拓を行い、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

令和 6 年度の事業として、市場マーケティングや販路拡大・開拓支援事業を実施してまいります。なお、本事業の実施主体は尾鷲市、尾鷲商工会議所、紀北信用金庫、尾鷲公共職業安定所、三重 T L O から成る複数の主体で構成される尾鷲市地域活性化協議会が実施し、各主体が得意とする分野を生かし、地域製品の販路拡大や雇用の創出を伴走型で進めていきます。

実施事業について、まず、これまで実施してきた伴走型による販路拡大支援を継続いたします。商品のブラッシュアップを行い、スーパーマーケット・トレードショーなど商談会に出展し、販路を開拓します。

次に、地元企業の市民への PR 事業として、地元高校への企業イメージポスターの掲示や説明を行い、学生や企業との交流を深める事業などを行います。

また、動画の作成による販路等拡大事業として、動画や写真などにより SNS 有料広告やインフルエンサーを使った販路拡大事業を実施し、効果を検証し、市内事

業者などと情報を共有してまいります。

これらの事業を複合的に実施し、地場産品の販路の拡大を図り、地域活性化につなげてまいります。

次に、尾鷲市D X推進支援補助金により、市内事業者のホームページ作成や通信販売サイトなどの作成を支援します。詳細は後ほど資料で説明いたします。

予算の主なものといたしましては、ヤーヤ便のP Rをはじめ、物産展への参加などの旅費24万8,000円、負担金、補助及び交付金として協議会への補助金等529万3,000円、令和6年度の事業費といたしまして、合計で562万1,000円。

財源といたしましては、三重県市町村振興協会市町交付金140万円を見込み、それ以外の422万1,000円を一般財源といたします。

尾鷲市D X推進支援補助金について説明をいたします。通知いたしました。

D X推進支援補助金についてです。

本補助金は、従前の販路拡大補助金を国策の流れに合わせリニューアルしたもので、企業や組織のデジタル技術を活用した変革のため、競争力を高め、新たな価値を生み出す取組を目指すもので、対象事業はホームページの作成やキャッシュレスシステムの導入、ソフトウェアやシステム開発などに関する事業への補助金で、事業費の2分の1、上限20万円とし、10社への補助を行います。

産業開発促進事業は以上です。

○山中商工観光課長 予算書の154、155ページにお戻りください。通知いたします。

3目観光費、本年度予算額6,901万7,000円で、前年度比600万5,000円の増額です。

増額の主な理由は、地域おこし協力隊に係る費用及び東紀州地域振興公社負担金（高付加価値事業分）、観光物産協会への補助金、市制70周年記念事業、熊野古道世界遺産登録20周年記念などに係る増額によるものです。

財源内訳は、その他特定財源1,709万円、一般財源4,923万4,000円で、内容は、観光振興事業が予算額3,156万6,000円です。失礼しました。

主なものといたしまして、7節報償費286万6,000円で、地域おこし協力隊の報奨費です。

地域おこし協力隊につきましては、世界遺産熊野古道を活用した交流人口の増加の実現に向け、尾鷲観光物産協会との連携で、人を呼び込み、お金を落としてもら

う仕組みを考える人材として1名を、本市の集客交流の中心を担う夢古道おわせについて、コロナ禍以降、来館者数が戻っていない課題を解決するため、周辺の施設や事業者、地域住民と連携をしながら、安定して来客を見込める取組を進めるための人材として1名の、合計2名を採用するものです。

10節需用費のうち光熱水費7,000円は、新規電灯分です。

11節役務費のうち電灯設置手数料35万2,000円は、尾鷲駅前への新規LED灯の設置に係る手数料です。

18節負担金、補助及び交付金、予算額2,713万1,000円のうち主なものとして、負担金については、東紀州地域振興公社負担金（観光DMO事業分）263万円で、県及び東紀州5市町が連携して観光誘客等を進めるため、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、東紀州地域振興公社による観光DMO推進事業でございます。

新たな負担金といたしまして、東紀州地域振興公社負担金（高付加価値事業分）100万円で、本事業は、県が最大500万円、東紀州5市町が各100万円を支出し、1,000万円の事業として、国の補助500万円を合わせた1,500万円の新規事業として、高付加価値な観光地づくりに取り組むものです。

三重県ジャパンエコトラック推進協議会負担金10万円は、自然体験の促進を通じて地域の活性化を図る、三重まるごと自然体験の一環として伊勢熊野エリアが登録されており、熊野古道や熊野灘などを巡るルートを活用しながら、自然や自然体験の認知度向上と交流人口の拡大を目指していくものです。

補助金については、尾鷲の歴史、文化などの地域資源を活用して、人と人とのつながりを生かした観光事業による地域力アップを目的として尾鷲観光物産協会へ補助するもので、補助金額は1,331万5,000円でございます。

また、イベントへの補助金として、尾鷲節コンクール補助金310万円、おわせ港まつり補助金250万円などとしており、市制70周年を迎えるに当たって、にぎわいのあるまち尾鷲に向ける取組に補助するものであります。

ほかに、尾鷲市地域おこし協力隊活動費補助金として、200万円を計上しております。詳細につきましては、担当課長補佐より説明をさせていただきます。

○世古商工観光課長補佐兼係長 主要施策の68ページを御覧ください。通知いたします。

おもてなし条例関連事業である観光振興事業について御説明いたします。

本事業は、東紀州地域振興公社など関係団体と連携して、熊野古道の魅力向上や

クルーズ船の受け入れ、自転車振興などに取り組み、観光施設や町なかでの滞在による交流人口の増加と地域経済の活性化を図っていくものでございます。

事業内容についてですが、新規事業といたしまして、地域資源を活用した交流人口増加の実現に向け、本市の魅力発信やリピーターの獲得などをミッションとする、地域おこし協力隊事業に取り組んでまいります。

東紀州地域振興公社負担金の観光DMO事業分につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、三重県と東紀州5市町が東紀州地域への誘客や交流人口の増加を目指し、デジタル技術を活用して、映像尾鷲ガイドを視聴できる観光コンテンツの整備などを行うものでございます。

高付加価値事業分につきましては、宿泊などの高単価の消費につながるよう、滞在を促す地域の価値の整理とパンフレットの作成を行うものでございます。

新たなものとして、三重県ジャパンエコトラック推進協議会負担金は、自然や自然体験の認知度向上に努めることで交流人口の拡大を図るもので、自然を快適に周遊できるルートなどの情報を発信していきます。東紀州地域を中心に、松阪以南の市町で取り組むものです。

また、イベント等への補助金として、主なものとしておわせ港まつり補助金でございますが、各イベント、市制70周年となる記念大会として取り組んでまいります。

事業費につきましては、3,156万6,000円で、内訳は、国庫支出金としましてデジタル田園都市国家構想交付金50万円、県支出金といたしまして、南部地域活性化基金事業費補助金50万円、その他特定財源といたしまして、尾鷲みどりの基金繰入金60万円、ふるさと応援基金繰入金535万2,000円で、一般財源が2,461万4,000円でございます。

行政常任委員会資料8ページを御覧ください。通知いたします。

観光振興地域おこし協力隊です。

観光振興地域おこし協力隊は2名を想定しております。まず、交流人口拡大の実現に向けて、観光ニーズとトレンドの変化に対応して人を呼び込み、お金を落としてもらい受入れ環境を、尾鷲観光物産協会と連携しながら整える人材を1名としております。また、本市の集客の中心である夢古道おわせについて、コロナ禍以降、来館者数が戻り切っていない課題を解決するための人材を1名としております。

主な活動内容については、観光宿泊などの情報発信と観光情報、宿泊予約、体験予約などの手続の整理とワンストップサービスの構築、尾鷲観光物産協会と事業者

の連携を促し、互いに潤う仕組みの構築に取り組むことを想定しております。

もう一名は、ＳＮＳやホームページなどを活用した情報発信、ＳＥＯ対策、温泉等のポータルサイトの活用、外国語表記などインバウンド需要の掘り起こし、新規、リピーターを含む顧客獲得のための取組を想定しております。

予算額につきましては、報償費に２名分２７９万６,０００円、活動費２名分２００万円でございます。

行政常任委員会資料１０ページを御覧ください。通知いたします。

観光振興事業の電灯設置手数料です。

市制７０周年を迎えるに当たり、尾鷲駅前のにぎわい創出の一環として、街路灯を設置するものです。

設置予定箇所といたしましては、写真にお示しのとおり、①三交旅行前、②ＪＡ伊勢尾鷲支店前、③ＪＡ尾鷲支店前向かい、④かもじや薬局横でございます。

設置費用につきましては、４基分３５万２,０００円、年間電気使用量６,５２８円でございます。

観光振興事業については、以上でございます。

○山中商工観光課長 それでは、予算書の１５７ページにお戻りください。通知いたします。

次に、熊野古道活用事業につきまして、予算額４４２万１,０００円で、主なものは、７節報償費３０万円は、熊野古道世界遺産登録２０周年シンポジウムにおける講師への謝礼です。

１０節需用費７３万５,０００円のうち主なものは、熊野古道世界遺産登録２０周年スカイランタン事業に係る消耗品費４９万９,０００円です。

１２節委託料２３５万円のうち主なものは、世界遺産熊野古道をメインルートに開催するおわせ海・山ツーデーウォークの大会運営に係るウォーキング大会運営委託料２００万円でございます。

次ページを御覧ください。

次に、観光施設管理整備事業につきましては、予算額３,３０３万円で、主なものは１１節需用費１,０９２万５,０００円のうち、修繕料６９３万７,０００円は、夢古道おわせや観光トイレ等の各種修繕料です。

１１節役務費５５２万９,０００円のうち主なものは、所管する観光トイレの浄化槽保守点検等手数料３６９万円、玄工山（桜公園）草刈手数料４７万９,０００円などです。

12節委託料1,644万4,000円のうち主なものは、夢古道おわせ指定管理料928万6,000円、三木里海水浴場管理業務委託料441万7,000円などでございます。詳細につきましては、担当補佐より御説明をさせていただきます。

○世古商工観光課長補佐兼係長 主要施策の69ページを御覧ください。通知いたします。

おもてなし条例関連事業であります。熊野古道活用事業です。

熊野古道世界遺産登録20周年を迎えるのを機に、熊野古道の魅力や保全の大切さを再認識し、集客交流人口の増加につなげるために、シンポジウムの開催とスカイランタン事業を実施いたします。

事業内容といたしましては、熊野古道世界遺産登録20周年シンポジウム、熊野古道世界遺産登録20周年スカイランタン事業、ウォーキング大会、観光ガイドの活動支援でございます。

新規事業としまして、記念講話と体験型見学会を実施する熊野古道世界遺産登録20周年シンポジウム開催と、児童を対象に、「未来の自分」、「未来の尾鷲」について願いを書いたスカイランタンを浮かべるスカイランタン事業に取り組みます。

おわせ海・山ツーデーウォークにつきましては、コースの増設を検討し、記念大会として多くの参加者を募ってまいります。

事業費につきましては442万1,000円で、内訳は、県支出金といたしまして熊野古道伊勢路道標等整備事業補助金26万2,000円、その他特定財源といたしまして、シンポジウム助成金30万円、ふるさと応援基金繰入金225万円で、一般財源が160万9,000円でございます。

熊野古道活用事業については、以上でございます。

次ページを御覧ください。

おもてなし条例関連事業であります。

観光施設管理整備事業につきましては、来訪者への憩いの場を提供するため、夢古道おわせなどの観光受入れ施設の充実を図り、町なかでの滞留による交流人口の増加、地域経済の活性化を図るものでございます。

事業内容といたしましては、地域資源活用型総合交流施設（夢古道おわせ）の適正な管理運営、市内観光トイレ、公園等の維持管理、三木里海水浴場の運営管理でございます。

夢古道おわせの修繕に関しましては、利用者の安全の確保はもとより、快適に御利用いただけるよう、ろ過機の循環ポンプの部品取替え等を実施するものです。

野鳥の小径、あずまや修繕につきましては、腐食による柱のふらつきをなくすため、みえ森と緑の県民税を活用させていただき、修繕するものです。

三木里海水浴場の運営管理につきましては、連絡員、駐車場管理業務でございます。

事業費につきましては3,303万円、財源内訳は、県支出金といたしまして、近畿自然歩道維持管理委託金79万6,000円、県単漁港環境整備事業委託金20万円、みえ森と緑の県民税市町交付金43万5,000円、その他特定財源といたしまして、ふるさと応援基金繰入金800万円、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金25万8,000円、まちかどHOTセンター電気使用料33万円、それ以外の2,301万1,000円が一般財源でございます。

観光施設管理整備事業については、以上でございます。

○山中商工観光課長 それでは、最後、行政常任委員会資料11ページを御覧ください。通知させていただきます。

これまで御説明をさせていただきました、尾鷲市制70周年記念事業及び熊野古道世界遺産登録20周年記念事業のうち、商工観光課の事業をまとめて記載させていただいております。

尾鷲市制70周年記念事業といたしましては、尾鷲伊タダキ市から、次ページのおわせ海・山ツーデーウォークまでの6事業を開催いたします。

13ページを御覧ください。

熊野古道世界遺産登録20周年記念事業につきましては、熊野古道路面シート整備事業、スカイランタンフェスティバル、記念シンポジウム講話の3事業の開催を予定しており、スカイランタンフェスティバルにつきましては、7月に熊野古道センターにおいて開催が予定されています、三重県によるオープニング式典との同時開催を計画しております。

記念シンポジウムにつきましては、10月初旬に熊野古道センターでの開催を行うとともに、体験型見学会の実施を予定しております。

以上が、商工観光課における令和6年度尾鷲市一般会計予算の説明でございます。

御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

御質疑のある方。

○濱中委員 まず、151ページの海洋深層水推進事業についてなんですけれども、毎月毎月いろんな企画をしていただいて、地元の古江町のほうからもにぎわい

が、すごくよそからの人たちが古江を知ってもらって喜んでいるのを聞かせていただいております。たくさんの人たちも出入りされるのも拝見しました。

そんな中で、民間の方が講師を務めたり出演を務めたりという企画の中で、いろんな方の御協力があるように思うんですけれども、その辺りは予算に反映されていないんですけど、みんなボランティアと考えればよろしいですか。

○川崎商工観光課係長　すみません、確かに民間の方に参加いただけていて、お互いにメリットがある場合に限っては報償費は出していないんですけれども、特に材料費がたくさん、材料費を出すのではないんですけれども、そうでない場合にはお互いに話し合っ出て出すようにしています。

○濱中委員　職員の方たちの人脈であったり、そういったことのおかげかなと思うような場面、いろいろと見せていただいておりますので、今後にもぎわいに関しては続けていただければと思います。

あと、157ページの熊野古道活用事業の中で、ここ、おわせふるさとガイドの運営委託があるんですけれども、最近ガイドさんたちとお話をすると、やっぱり若手の語り部の方が増えてくれんかなというあたりを聞かされることがあります。

そういった人材育成であるとか、後継の方たちの発掘であったり育成であったりは、もうこちらのガイドの運営をされている方たちにお任せをしておくということなのでしょうか。役所のほうで、その辺りの後押しをできるような状況はないでしょうか。

○世古商工観光課長補佐兼係長　実際、これまでも新たな会員さんを募集したいということで、事務局である私どもと会員の方と一緒に研修会の開催をしたりとか、募集広告を上げたりとかということとはしてきたんですが、やっぱりなかなかそういった動きをした中でも集まりというのがなかったということがあって、会員さんの中で意見交換させていただいたときに、会員さんの人脈を使って一本釣りしようかということで、現在は動かしてもらっているというところで、先日も1名の方が会員のほうに入っていたということ、現在どんどん増やしていけるような形で動きたいなというふうに考えております。

○濱中委員　世の中ではインバウンドもどんどん増やしていきたいという中で、以前に一度お願いしたかなと思うんですけれども、例えば輪内が英語教育に特化した学校教育を進める中で、土曜日とか日曜日とかに英語の実践場所としてそういった案内が使えるかとか、そういうところが教育の場と協議できないかという御提案させてもらったことがあるんですけれども、たまにやはり外国の方を見かけるこ

とがあって、言葉がどうなのかなと思いつつ、本当に簡単な会釈ぐらいしかできないような状態ですけれども、そういったあたりも今後生かしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

あと1点、予算に反映されていないんですけど、おもてなし、尾鷲に人を寄せる関係人口を増やす事業の中で、商工会議所が中心となってやられるバルに関して全然言及がなかったんですけども、もちろん予算もないのであれなんですけれども、市としては、商工会議所のバルに対してどういった協力というか、関わり方をするのかというのを聞かせていただければと思います。

○加藤市長 バルが昨年から再開されて、結構、私も遅くまでずっと協力はしたので、結構、商工を中心にしながら、至るところでポイントポイントになるところで、やはりバルに参加していただいたお客さんに対しての振る舞いとか、そういったのをきちんとやっていますし、人的なそういう会議所のほうからも、要するに市役所としての応援をお願いしたいということもございますので、今年も5月ぐらいにやる予定だという、まだ正式には聞いていませんけど、5月ぐらいにやると。人員を出しながら、本当にバルというのは昨年の5月も結構盛り上がりまして、今年も自ら参加しながら盛り上げていきたいと思いますので、そのための職員のいろんなお手伝い等については、積極的にやらせていただきたいと思います。

○濱中委員 食の基本計画の所管課であるのかなと思うんですけども、去年に関しましては魚の魚食のあたりであるとか、あと、甘夏を含めた6次化であるとか、尾鷲市、結構、最近、食に対する発信は多いような気がしております。

この間の春ブリも早速に県外からの反応もいただいておりますので、食べるものに関わるものに関しては、以前に比べれば随分と発信できているのかなという感じはしています。

なので、その辺り、もっともっとアピールというあたりでは、そういうバルなんかは特に尾鷲特有の酒のつまみを紹介されるというような場面も多いので、深い関わりを持ちながら盛り上げていただけるようにお願いしたいと思います。

○加藤市長 食に関するいろんなPR等々については、委員おっしゃっていますように、この前、春ぶり宣言して結構盛り上がり、新聞報道関係も10社ほど来て大きく取り上げていただいたり、うまく我々でPRするためのポスターとかSNSとかいろんなこともあるんですけども、やはりそのパブリシティの魅力というのは物すごい大きいと思うんですよ。これをいかにして報道関係に知らせるか。確かにまだ十分本当にこれで満足したような状況ではございませんけれども、一つ

一つ丁寧にきちんとした尾鷲の魅力というものを発信していきたいと思っております。

ただ、まだまだ不足している面はあるかもしれないですけども、がんがんがんがんやっていきたいと、これについても食のまち尾鷲ということを大きく、委員おっしゃるように、大きくPRしていきながら、本当に食のまち尾鷲、やっぱりというような感じで進めていきたいと思っております。

○中村委員 この資料4の街灯、電灯設置なんですけれども、今、5,000円も出したらソーラーで本当にすごくいいですよ。これ、高いものわざわざ立てて道を狭くして、これ、災害があったときに倒れるんですよ。5,000円で人感知で夕方になったらつくタイプのソーラーを入れたら電気代もかかりませんし、この35万2,000円で61基は入るんですよ。

各店舗をお願いして壁につけさせてくれへんかというだけで、もうすごくたくさん、例えば、このままずっと四つじゃなくて、浜までずっと通すとか、もっと違う暗いところにも広げていけるので、今頃この高い、道路を侵食するようなものを今、電信柱さえなくしそうという時代にこんなもんを立てるということ自体が、ちょっと時代に逆行していると思うんですけども、電気代のかからないようなことをぜひやっていただきたいと思います。

○加藤市長 観光灯というのか、電灯設置ということについては、電信柱はともかくとして、町の人からも、もう酸っぱく言われているんですよ。特に尾鷲の駅前については、最終電車の10時半、22時ですか、真っ黒けになると。

そういう形の中で、やはり尾鷲の玄関口である尾鷲駅前の照明が暗過ぎて、何や死んでるのか、町はという、要するに尾鷲の人だけではなくて、要するに市外から来られるお客様にとってもやっぱり暗いというお声は結構いただいております。せめて駅前ぐらいは明るくしたいということで、今回、予算を上げさせていただいたわけなんです。

その辺のところも、これ防犯灯とは違って、やっぱり観光用の電灯ということはどうあるのかということは、やはり検討していかなきゃならないと私も思っていますし、おっしゃるように、電気代も非常に設置費用と電気代ってのはあれなんですけれども、今回は4基上程させていただいて、まずは尾鷲駅前の辺りを少しは明るくしていこうという思いの中で上程させていただきました。

○山中商工観光課長 すみません、先ほどの説明、私どもの説明不足で申し訳ございません。この1から4までというのが、現在、既に電柱が立っておりまして、

その電柱へ設置をさせていただこうというふうに考えておりますので、新たに支柱をつける、建てるというのではなく、既存の電柱への設置を考えております。先ほど説明不足で申し訳ございませんでした。

○中村委員 既設のに、電灯だけで8万8,000円もかかるということですか。

○山中商工観光課長 もともとその電灯というのが、尾鷲市の防犯灯ですね、町なかについている防犯灯の単価を基に金額のほうを算出させていただいていまして、設置費用等を含めて大体これぐらいの金額が必要だということで、あと、電柱に設置をさせていただければもう少し金額は減ると思うんですが、設置をさせていただけない場合は支柱をこちらで建てるということもあって、そういった面も含めてちょっと金額のほうを上程させていただいております。

○中村委員 それやったら、余計にこの要らない電気代もひっくるめて、これ考えられたらどうですか。その防犯灯みたいなのを考えて8万8,000円、この四つで、ここ明るくならないですよ。それやったらもっと安いのをいっぱいつけたほうが明るくなるし、数も伸ばせるし、なぜ、ランニングコストを抑えていただきたいのと、それこそCO₂削減で電気代をできるだけって言っている時代に、また、電気代をわざわざ6,528円も払って、ずっとこの電気をつけ続けるというのは、もう今さらこの時代に逆行していますよね。

そやから、もっと予算を有効に使っていただけるというやり方で、もう町の人が喜んでいただけるというのを目指してください。観光で四つついているから明るいって、きっと明るくないと思いますので、それやったら安いのを数つけていただくほうが、駅前としては非常に明るくなると思います。明る過ぎて町の人が苦情が出るのか、そこら辺のところは、それから高いところに今ほとんどつけないんですよ。足元灯ってかわいいのいっぱいつけていますけれども、そこらももうちょっと検討してください。

○山中商工観光課長 電灯の光量とか、電気代等がかからないような形のものを、地域の方、当然、明るいという不満等が出ないように、地域の方とも御相談をしながら検討していきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○中里副委員長 6年度の予算の159ページで、夢古道おわせ指定管理料のことについてなんですけれども、これ、毎年そうなんです、900万ちょっとの指定管理料なんです、これってほかの市町の指定管理料、温浴施設の指定管理料からするとかなり少ない金額だなんて感じるんですね。

その中で、最初、この金額に至った、何でこの金額になったのかだけ教えていただけますか。

○世古商工観光課長補佐兼係長　　うちから指定管理者を募集する際に、ある程度
の金額というのを想定させていただきます。想定している業務に対して、過去の実
績等を勘案して算出はさせていただいておって、その金額を基にこの今回の令和6
年度については928万6,000円という金額になっております。

ただ、先ほどからもお話ししておりますように、現在は光熱費が対象外であるとか、本当にこのままでいいのかというところも検討しております。実際、今後の指定管理を再募集する令和7年度からの募集をかける際には、このままでいいのかというのを検討した上で、内容のほうは決めさせていただきたいと思っておりますので、今の現状はこういう形でさせていただいておるということで御理解いただきたいと思います。

○中里副委員長　　最初にこの金額になった経緯として、こういったことを優先順位にしてこの金額にしたんですか。

○世古商工観光課長補佐兼係長　　指定管理、どれぐらいの費用がかかるかというのに関しては、過去の実績、先ほども申し上げましたとおり、過去の実績をまず基本にさせていただいております。うちがあそこの指定管理者にお願いしたいと想定している業務にかかる費用というのを算出させていただきます。そこからこの金額が出てきておるというところなんですけれども。

○中里副委員長　　分かりました。

○南委員長　　他にございませんか。

○仲委員　　予算書の157ページなんですけど、負担金で、東紀州地域振興公社負担金（高付加価値事業分）というのが100万円、これ新規という説明があって、各市町が100万ずつ、県が500万で、計算はあれかな、1,500万だったか、ちょっと聞き間違えたんやけど、これだと1,000万なんですけど、この高付加価値事業は6年度、単年度の事業ということですか。

○山中商工観光課長　　先ほど御説明させていただきました、各市町と県で1,000万と国からの500万を追加しての1,500万になります。一応、今のところ単年度事業という形で東紀州地域振興公社とは話はしておりますが、恐らく継続事業として国の補助金等がつけば実施をしていく、地域へのインバウンドの呼び込み等も兼ねてという形になると思います。

○仲委員　　100万と言いながらも、事業規模は1,500万という、1,500

0万かなということですもので、やはりこの新規の場合、当初のこの委員会にどのような事業をして、目的とか細かい事業計画は要りませんが、どういうふうな事業をやるというぐらひはやっぱり提案を提出してもらったほうがいいんじゃないか。

というのは、その上の観光DMO事業分263万、ほいで、企画の総務課のほうに197万7,000円、これは事務経費の部分だと思うんですけど、合わせて560万出ておるんさね。

ここ数年ずっと当初予算には、東紀州振興公社の事業計画なり簡単なものでも出ていないんですね。決算ももちろん出ていないと。これは一部事務組合じゃないもので、あくまで公社ですもんで、当初の予算書の説明の段階で事業計画ぐらひは説明があってもええと思うんですけど、いかがですか。

○山中商工観光課長 申し訳ございませんでした。政策調整課とも話をさせていただいて、以後、きちっと事業計画等を、翌年度分の事業計画について、あるいは新規事業が新たに出てきた場合に関しては、委員会のほうへお示しをさせてもらって、皆様のほうに御説明をさせていただくようにいたします。申し訳ございません。

○南委員長 よろしくをお願いします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、当初予算の商工観光に関わる部分の審査は終了いたしたいと思います。

最後に報告事項、東紀州自転車活用推進計画がこの令和6年の3月にできたそうでございますので、簡単にこの計画を説明をお願いをいたします。

タブレットのほうで、まず。

○山中商工観光課長 それでは、資料、通知させていただきます。

○南委員長 来ました。お願いします。

○山中商工観光課長 東紀州自転車活用推進計画でございます。

この計画につきましては、東紀州5市町、尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町が参画をして、東紀州地域振興公社が主体となって取りまとめているものでございます。

東紀州地域における自転車の活用については、二十数年の実績を持つ「ツール・ド・熊野」などを開催している紀南地域と、活用が遅れが見られる紀北地域の地域格差に対する課題ですとか、自転車活用利用五訓など自転車利用時の交通安全の意識向上、自転車の利用による住民の健康増進及び環境への負荷軽減など、多くの課

題がございます。

こういった課題解決のため、東紀州地域において、サイクルツーリズムの推進及び安全で快適な自転車通行空間の整備等に係る方向性を示した上で、関係機関が緊密に連携をし、必要な施策をそれぞれの役割に応じて計画的に推進することを目的として、東紀州地域が共同で取り組む東紀州自転車活用推進計画を定めるものでございます。

本計画の策定に当たりましては、事務局として東紀州地域振興公社を中心となっただけでしたが、関係する５市町、あるいは国土交通省や三重県、警察などだけではなく、ＪＲや三重交通、観光関係団体などにも参加をして取り組んできております。

昨年１２月２２日から今年の１月１９日までの期間においてパブリックコメントの募集も実施をしており、国内外からの意見の聴取も行わせていただきました。

また、計画自体は東紀州地域振興公社が中心となって策定をしておりますが、自転車活用推進法により、計画は各市町村が定めるように努めなければならないとされ、計画の公表も同様となっております。

本計画の策定により、５市町だけではなく、国や県、関係機関とも連携をしながら、東紀州地域が一体となった自転車の活用に取り組んでいくきっかけになればというふうに考えております。また、本計画に関しましては、今後、様々な御意見をいただきながら、よりよいものに計画を更新していきたかなというふうに考えております。

それぞれの意見につきまして、こういった点を改良したらとか、内容についてここはもっとこういうふうなのがいいんじゃないかという御意見等ございましたら、商工観光課のほうまで御意見をいただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

今後も、東紀州地域振興公社、関係市町、団体等と連携をしながら、自転車を活用した観光事業に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○南委員長　簡単に説明いただいたんですが、特に御意見のある方、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようでございますので、本日の常任委員会の審査は全て終了を

いたしたいと思います。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

明日は、建設課と教育委員会の二つを審査していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(午後 3時27分 閉会)